

平成22年第4回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成22年9月13日（月曜日）

○議事日程

平成22年9月13日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（27名）

1 番	松 村 学 君	2 番	土 井 章 君
3 番	河 杉 憲 二 君	4 番	高 砂 朋 子 君
5 番	原 田 洋 介 君	6 番	中 林 堅 造 君
7 番	山 本 久 江 君	8 番	重 川 恭 年 君
9 番	斉 藤 旭 君	10 番	山 田 耕 治 君
11 番	青 木 明 夫 君	12 番	藤 本 和 久 君
13 番	三 原 昭 治 君	14 番	木 村 一 彦 君
15 番	横 田 和 雄 君	16 番	安 藤 二 郎 君
17 番	山 根 祐 二 君	18 番	今 津 誠 一 君
19 番	弘 中 正 俊 君	20 番	大 田 雄 二 郎 君
21 番	佐 鹿 博 敏 君	22 番	田 中 健 次 君
23 番	久 保 玄 爾 君	24 番	山 下 和 明 君
25 番	伊 藤 央 君	26 番	田 中 敏 靖 君
27 番	行 重 延 昭 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
会計管理者	古谷友二君	財務部長	本廣繁君
総務部長	阿川雅夫君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	柳博之君	産業振興部長	梅田尚君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	安田憲生君
健康福祉部長	田中進君	教育長	岡田利雄君
教育部長	山邊勇君	水道事業管理者	浅田道生君
水道局次長	岡本幸生君	消防長	秋山信隆君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	權代眞明君
選挙管理委員会事務局長	高橋光之君	監査委員事務局長	小野寺光雄君

○事務局職員出席者

議会事務局長 森重豊君 議会事務局次長 山本森優君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
執行部におきましては、村田農業委員会事務局長が所用のため欠席する旨の届け出に接しておりますので、御報告申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。20番、大田議員、21番、佐鹿議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより、早速質問に入ります。最初は、7番、山本議員。

〔7番 山本 久江君 登壇〕

○7番（山本 久江君） おはようございます。日本共産党の山本久江でございます。いよいよきょうが一般質問最終日ということで、どうかよろしくお願いたします。

通告の順に従いまして質問をいたします。

まず、第1点は、今後の福祉のまちづくりについてお尋ねをいたします。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によりますと、防府市の10年後、2020年の人口見通しは11万3,800人、人口減少や人口構造の変化が進み、少子高齢化の進行で、65歳以上の老年人口の割合は、現在の25.2%から31.7%に増加をしていくと予想されております。また、ひとり暮らしなど、世帯の小規模化が一層進むと見られております。こうした点を踏まえ、市では現在、第四次防府市総合計画、あるいは地域福祉計画を策定中ですが、特に、福祉のまちづくりについて言えば、自治体の役割が一層重要になると同時に、地域の連携、協働が求められます。

これまでの高齢者、障害者、児童、あるいは生活困窮などといった各論に対応できない、いわば法の谷間にある課題とも言うべき、例えば、孤独死、児童虐待、自殺、ホームレス、いわゆる所在不明の高齢者の問題等々、新たな社会問題も増えております。市として、これからの福祉のまちづくりについて、どのように考えておられるのか、基本的な理念、方向性について、まずお尋ねをいたします。

次に、子育ての経済的負担の軽減についてでございます。

平成20年11月から12月にかけて、防府市が行いました次世代育成支援行動計画、後期計画策定のためのニーズ調査では、子育てについての不安や悩みについて尋ねております。子どもの教育、健康、医療、安全、そして、子育てで出費がかさむという項目が、この調査では群を抜いて多いことが明らかになりました。特に、今日の経済状況のもとでは、経済的負担の軽減は、まさに急がれる施策でございます。

まず、保育料の軽減についてでございます。

少子化の中で、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりは、今、極めて重要な課題となってきております。しかも、現在、子育て世帯に、派遣など不安定雇用、失業、減収やひとり親家庭が増える中で、保育料の負担が重くのしかかっております。こうした中、全国の自治体でも国基準が余りにも高いので、独自に軽減を行っております。

例えば、この4月からでございますけれども、東京都渋谷区では、年収400万円未満の世帯の保育料無料化、また、400万円から1,000万円までの世帯でも、年収に応じ20%から30%軽減する、こういう制度をスタートさせております。

我が市においても、これまで独自の軽減措置を行い、国基準よりも引き下げを行っておりますけれども、若い子育て世帯にとっては、いまだ大きな負担でございます。

例えば、ことしの防府市の保育料基準額表で見ますと、前年の所得税課税額が7万円の世帯が1歳と2歳の2人の子どもを保育所に入所させると、この例でいきますと、月々6万1,000円の保育料を払わなければなりません。高額所得者はともかく、20代か

ら30代の若い子育て世代の低・中所得世帯の保育料軽減について、さらに検討できないか、また第2子の保育料無料化など、実施できないか、保育料の軽減措置の思い切った施策を求めます。どうかよろしく願いをいたします。

次に、乳幼児医療費助成制度の拡充についてお尋ねをいたします。

この制度は、県事業で市民税所得割額の合計が13万6,700円以下の世帯について、小学校就学前の子どもの医療費を無料にするものでございます。親としての第一歩を踏み出した若い世帯を支え、励ます制度として大変喜ばれ、大きな意味があると考えます。児童期までの年代は、病気にかかりやすく、またアトピー性皮膚炎や小児ぜんそくなど、長期の療養を必要とする病気も増えておりまして、病気の早期発見、早期治療や、また治療を継続していく上に、この制度は大変重要な役割を担っております。そうした意味で、昨年8月診療分から、県は一部負担金導入を決定をいたしましたけれども、各県内の市や町が、それを負担をして、利用者負担とならなかったことは、住民から大変喜ばれました。

しかし、所得制限の撤廃や対象年齢の拡大を求める声は強く、お隣の山口市では、所得制限を3歳未満児までなくし、周南市では2歳児まで通院、入院、歯科、それから、3歳から就学前まで入院と歯科を無料といたしております。岩国市は、小学校卒業まで対象年齢を拡大いたしております。我が市においても、さらに子どもたちが安心して医療機関にかかるよう、乳幼児医療費助成制度の拡充に、ぜひ取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでございましょうか。前向きな御回答をよろしく願いを申し上げます。

3点目は、介護予防など、地域の高齢者をさまざまな面から支える地域包括支援センターの取り組みについてお尋ねをいたします。

御承知のように、地域包括支援センターは、2006年の介護保険制度改正により、介護予防の拠点として設置されることになり、我が市では、現在、市内を東西南北に4圏域に分けて、地域の高齢者の介護や福祉、健康、医療など、まさに総合的に支援をしているところでございます。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などがチームとなりまして、そのきめ細かな対応に、利用者の信頼は極めて大きいものがございます。今後、少子高齢化、世帯の小規模化が一層進むと予測される中で、地域包括支援センターの役割は、ますます重要なものとなってまいります。

その主な業務は、第1に、放置しておけば要介護状態になるおそれのある虚弱な高齢者を対象にした介護ケアプランの作成や効果の評価、第2に、介護保険以外にも、高齢者に関するさまざまな相談を受け、必要なサービスにつなげていく、第3に、虐待や権利侵害の早期発見など、高齢者の権利を守る権利擁護事業、第4に、地域におけるネットワークづくりやケアマネジャーの相談指導などを通して支援をする、こういった主な4つの業務

がございます。高齢者の包括的な支援を行っていくには、この4つの事業を積極的に展開をしていくことが、極めて重要でございます。我が市の4つの地域包括支援センターのこれらの取り組みの状況はどうか、まずお尋ねをいたします。

また、第5次防府市高齢者保健福祉計画が来年度で終わるため、次の計画づくりが今後始まってまいりますけれども、急激な高齢化の中で、包括支援センターの増設や専門職員の増員はできないかどうか、お尋ねをいたします。

現在、1つの地域包括支援センターが受け持つ区域には、6,000人から8,000人の高齢者が住んでおられます。今後、高齢化が進む中で、元気で安心して暮らしていける、そのための中心的役割を持つ拠点の一つとして、このセンターをさらに充実させていただきたいと思っております。どうかよろしくお尋ねをいたします。

最後に、教育行政にかかわって、就学援助制度の拡充についてお尋ねをいたします。

今日の厳しい経済状況や雇用の悪化に伴う貧困と格差の広がりの中で、子どもの貧困の問題が、ますます深刻さを増してきております。社会学者の白波瀬佐和子氏は、統計分析を通じて、18歳未満の子どものいる世帯の貧困率が上昇していると指摘をいたしております。1980年代半ばは9.7%であった貧困率が、2007年には14.3%、こういうふうに公表されておりますが、近年では、小・中・高生のいる世帯で貧困率が上昇していることから、子どものいる世帯の貧困状況が長期化をしていく兆しがあることも懸念されております。

さらに、教育費の父母負担の増加の中で、家計の状況によっては、義務教育が保障されないことになりかねません。「義務教育は、これを無償とする」、これは憲法第26条の規定でございますけれども、これを受けて、学校教育法第19条は、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」、こういうふうに規定をいたしております。就学援助制度は、このように、憲法上の要請に基づくものですが、今日の経済状況の中で、一層の充実が求められます。

しかし、防府市の就学援助制度は、2005年度以降、生活保護基準の1.3倍とはいえ、認定のための所得基準が引き下げられ、受給者を狭める措置がとられました。貧困と格差が拡大をしているときに、制度は後退をしております。市として認定基準を1.5倍にするなど、制度の拡充を求めたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

また、生活保護の教育扶助で支給される項目として、平成21年度からクラブ活動費が追加をされ、生徒会費やPTA会費も支給をされております。これは、国が義務教育に伴って必要なものとして、教育の一環として位置づけたものでございます。当然、就学援助

制度の支給内容として追加すべきだと考えますが、いかがでございましょうか。この点でも御回答をお願いを申し上げます。

就学援助制度、子どもたちの学ぶ権利を保障する制度でございます。子どもたちが安心して学べるよう、この制度の拡充を求め、壇上よりの質問を終わります。

執行部におかれましては、誠意ある御回答、どうかよろしくお願を申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、今後の福祉のまちづくりについての御質問にお答えをいたします。

まず、これからの福祉のまちづくりについて本市の考え、並びに地域包括支援センターの取り組みにつきましましては関連がございますので、あわせて答弁させていただきます。

御承知のことでございますが、本市は、昭和58年に福祉都市宣言を行っておりまして、この福祉都市宣言の趣旨に沿って、市民が健康で文化的な生活を営めるよう、一人ひとりが温かい思いやりのある福祉の心を育て、明るく活力のある福祉都市の実現を目指しております。

議員御指摘のありましたとおり、現在、全国的に少子高齢化やひとり暮らし世帯が、さらに増加していくことが予想されます。また、福祉に対するニーズも増大し、多様化、複雑化していくことも必至であると思われまます。

このような状況の中においては、家庭、地域、学校、企業、行政が連携し、一体となってまちづくりをしていくことが求められているところでございます。また、ひと昔前は、家庭や地域が、高齢者や障害のある人など、支援を必要とする人を相互的に扶助しておりました。しかし、核家族化の進行や地域住民相互の社会的なつながりが希薄化してきたなどの理由により、相互扶助機能が弱体化していると言われております。

今後は、行政が行う福祉サービスを充実させていくことは当然のことでございますが、住民においても、行政が行うサービスを受けるだけではなく、住民みずからが地域で見守り合い、助け合うことで、「誰もが安心して明るく楽しく暮らしていけるまちづくり」を目指していきたく考えております。

そこで、このような総合的支援体制のかなめと位置づけられるのが、地域包括支援センターでございます。御承知のとおり、平成18年の介護保険法改正により、新たに設置されることとなったものでございますが、高齢者の総合的支援を担う切り札として、また介護から介護予防へと軸足を移す国の施策が反映されたものでございます。

本市におきましては、平成21年度からは、東西南北に分けて、4つの日常生活圏に、

それぞれ1カ所設置することといたしまして、3圏域を事業所に委託し、統括業務と北圏域を市が担当する体制といたしました。これにより、地域に根差したきめ細かい高齢者支援が可能になってきたと自負しております。

地域包括支援センターの業務の4つの柱とされております事業の、平成21年度の4包括の取り組み状況をまとめますと、まず、介護予防ケアマネジメント事業は、特定高齢者への介護予防支援でございますが、プラン作成者を含め314件の支援をいたしました。

次に、総合相談・支援事業でございますが、2,019件となっております。

次に、権利擁護事業でございますが、これは、判断力の衰えた高齢者の金銭管理、契約行為の支援や高齢者虐待防止を内容とするものでございますが、前者については、成年後見の相談や申し立ての支援を行っており、後者の虐待については、31件の通報を受け、20件を虐待事案として認定し、対処いたしております。

最後に、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、関係機関、団体とも協働して、継続的な支援をしていくものでございますが、これについては、常日ごろからケース会議をはじめ、必要に応じて関係者が集まって実施しております。

さらに、地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業所の指定を受け、介護認定要支援1、2の方の介護予防プランの作成並びに支援を行っておりまして、全体で1万2,164件となっております。

以上、申し上げましたように、地域包括支援センターの業務は、その範囲が広く、個々には困難ケースも増えるなど、拡大傾向が続いております。そのため、現行の国の職員配置基準のままでは、今後対応し切れなくなるのではという不安はぬぐえず、担当区域をさらに分割して設置箇所を増やすことは、今後の対応の選択肢の一つであるかと思っております。

今後、平成24年度から26年度までの、第6次高齢者保健福祉計画の策定において検討してまいりたいと考えております。

次に、子育ての経済的負担の軽減についての御質問にお答えいたします。

初めに、保育料の軽減についてでございますが、少子化対策として、重要な施策の一つと認識いたしておりますので、本市の保育料基準額につきましては、国が示しております保育料徴収基準額の所得階層区分や年齢区分を、さらに細分化するとともに、各区分の保育料単価を低く設定いたしまして、可能な限り保護者負担の軽減に努めてきたところでございます。

また、平成20年度におきましては、市立保育所の民間移管の効果を市民の皆様へ還元いたすため、さらなる保育料の値下げを行ったところでございます。

また、保育所2人以上同時入所の多子世帯における保育料につきましては、2人目半額、3人目以降無料の措置をとっております。さらに、県制度による多子世帯保育料等軽減事業として、3歳未満で第3子以降の児童につきましては、保育料の負担軽減をしております。

これらの施策により、平成21年度において、本市は国の徴収基準額に基づく保育料総額と市の保育料収入との差額である約1億5,000万円の軽減措置を独自に行っているところでございます。厳しい財政状況の中でございます。子ども手当も支給され、また受益者負担の原則もございますので、今以上の保育料の軽減は難しいと考えております。御理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、乳幼児医療費助成制度の拡充についてでございます。

乳幼児医療費助成制度による医療費の助成につきましては、県の福祉医療制度に基づき、小学校就学前の乳幼児を対象に、父母の市民税所得割額の合計が13万6,700円以下の場合、医療費の保険適用分の自己負担額を助成いたしております。この乳幼児医療費の助成につきましては、子育て支援とした大変重要な施策と認識いたしておりますので、昨年、県が制度維持のため、一部自己負担金を導入した折にも、相当分を、市が単独で負担し、制度変更を行わないよう努めてきたところでございます。

御質問の乳幼児医療費の所得制限の撤廃、対象年齢の拡充につきましては、大変重要な施策と考えておりますが、まずは、制度の維持、拡充について、県に対して要望してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育部長より答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員、再質問どうぞ。

○7番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

人口減少時代、恐らく防府市が、将来人口が減るだろうと、こういう見通しの中で、基本計画をこれから立てていくというのは初めてでございます。まさに、人口減少時代、そして、少子高齢化で、ひとり暮らしや核家族など、世帯の小規模化が進んでいくという、こういう見通しの中で、まさに、どのようなまちづくりを進めていくのかが、今問われているというふうに思います。人口減少時代にあって何が必要か、それは市民の生活の質を高めていく、このことが問われているというふうに思います。

今回、私は福祉の視点からお尋ねをいたしましたけれども、大きく地域づくりという点でいけば、既にそういった現象といいますか、状況がいろいろ各地域に見られます。例えば、山林や農地、あるいは集落、あるいは住宅、この放置が進んでおります。こうした社会構造の変化が、こういったところにあられております、既に。この放置がさらに放棄へと進むと、こういうふうに指摘をしている専門家もいるぐらいですから、この状況は、

まさにますます進んでいくというふうに思います。空き家率を調べてみましたが、総務省の統計で、平成20年で全国で空き家率13.1%、山口県は15%を超えているんですね。今後も増える傾向でございます。

行政サービスあるいは医療、それから、青木議員が先日質問されましたけれども、日常的な買い物に至るまで、地域で、どのような事態や変化が起こってくるのか、見きわめなければならない、そのような時期に、今、私たちは立っていると思うのです。

社会構造の変化の矛盾というのは、子どもや高齢者、あるいは障害者などに集中してあらわれていくと思います。市の相談の窓口でもそうでしょうけれども、私たち議員のところにも寄せられる相談の内容、声、問い合わせ等々、10年前、20年前に比べて、本当に複雑化、あるいは深刻化いたしております。答弁にありました福祉都市宣言の趣旨が、その時々求める市民のニーズにしっかりとこたえていけるように、行政の姿勢が問われているというふうに私は思います。

昨年1月に、市が総合計画策定のためにアンケート調査を行いました。まちづくりの方向性、市民はどう考えているか、これを尋ねたわけですが、平成16年と比較をして、もっとも増えたものは、病院などの医療体制や高齢者や障害者のための福祉サービスが充実したまち、これが断トツに増えた。次に、育児相談や子育て支援サービスの充実したまち、これが2番目ですね。こうしたやはり市民の期待にこたえていく、こういう取り組みが執行部のほうでなされなければならないというふうに思います。その意味では、子育てでは要望の多い、経済的負担の軽減に思い切った政策をと、今回、質問をさせていただいたわけですが、答弁は、極めて残念だというふうに言わざるを得ません。

まず、保育料の問題ですが、例えば、壇上で例を挙げましたが、所得税7万円の世帯、3歳未満児2人、保育所に預ける、保育所を利用すると、月々6万円ですね。もう本当に、これは、所得税7万円というのは、大体課税所得で140万円ですから、所得でいけば大体300万円ぐらいの世帯ですね。これは、本当に月々6万円の負担というのは、大変重いものがございます。

質問なんですが、国基準よりも、いろいろ努力されているということはわかりますが、どの程度、国基準よりも軽減をされているのか、パーセントでお答えをお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 先ほど、市長が答弁いたしました約1億5,000万円ほど減額をしております。それから計算いたしますと、22%程度ということでございます。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 22%ということでしたが、もともと保育料の負担が重過ぎるという要因が、全国的に見ますと国が保育所運営費への国庫支出を引き下げたためなんですね。70年代には、保育所運営に対する保護者の負担というのは、大体35%ぐらい、全国的にですね。現在では45%増加している。

保護者負担の軽減について、市も努力するが、しかし、大元である国に対して、保護者負担の軽減について要望していただきたいというふうに思いますが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 確かに、市だけでは、限度がございます。これにつきましては、軽減につきまして国、県に強く要望してまいりたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） ぜひ、よろしくお願いをいたします。

それと、国の地方税法の改悪で、個人住民税の扶養控除が廃止をされました。心配なのは、16歳未満の扶養親族に対する年少扶養控除なんですけれども、この廃止による保育料等への影響、収入は変わらないのに保育料が上がるということが、実は予想されます。こうした点には、どのように対応されるのか、市のお考えを、お尋ねをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 平成19年度にも税制の改正がありましたけれども、そのときは、国においては、その改正に合わせて、負担増がないよう、国基準の階層の変更を行っております。平成23年度の税制改正にも合わせて、この保育料の基準の変更があるものと、今、考えておりますけれども、今後、国の動向等を注視し、対応してまいりたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） ありがとうございます。市としても影響が出ないように、ぜひ努力をしていただきたいと思いますということを要望しておきます。

全体として保育料の軽減は、今以上難しいという、こういう答弁でございますけれども、ぜひ、保育料の基準額の階層区分、これをきめ細かく見直していく、あるいは所得の低い世帯、あるいは中所得の世帯、このあたりの保育料を引き下げることにはできないか、こういった検討、あるいは2人目の子どもの保育料を思い切って無料にすることなど、ぜひ検討をお願いしたいというふうに、これは要望しておきます。

このことは、若い子育て世帯を励まして、ひいては、このまち、防府市の魅力を広げるという施策に、必ずつながっていくというふうに、私は確信をいたします。ぜひお願いを

いたします。

子育て日本一を目指して、この3月に子育て支援条例を制定いたしました岐阜県の大垣市では、保育料は、国基準に対し、25%、既に引き下げておられます。防府市は22%ということでしたけれども、25%引き下げておられる。今年度は28.6%、さらに24年度には35%まで引き下げる予定だと。それから、乳幼児医療費支給事業、これは中学校卒業まで医療費を無料にする、日本一を目指して、大垣市の市長さんは取り組んでおられますが、市長さんの位置づけの中に、次世代を担う子どもの育成というのは、大変重要な政策課題である。このことでもっとしっかりと取り組んでおられます。少子化が進む防府市ですので、ぜひ、検討をよろしく願いをいたします。

それから、次に、乳幼児医療費助成制度でございますけれども、まずは、制度の維持、拡充について、県に要望をしていく、こういう御回答でございましたので、ぜひこの点ではお願いをいたします。

しかし、現在、周辺の市と、余りにもこの制度に差がございます。例えば、お答え願いたいのですが、山口市並みに2歳まで所得制限をなくした場合、どの程度の市の負担増となるのか。ちなみに、山口市は、来月から、さらに対象年齢を3歳まで広げられるようですけれども、とりあえず、現状を比較して、どのぐらいの負担になるか、お答えをお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 山口市は3歳未満半額の負担がないということですが、それをいたしますと、約5,000万円程度かかってまいります。（後刻訂正あり）

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） この5,000万円をぜひ課していただきたいと思うんですね。調べてみたら、現在、県内8市3町が、県制度の独自の拡充を行っております。お隣の山口や周南市では2歳までのすべての子どもが医療費がかからないのに、防府市は極めて厳しい所得制限のために、利用することができない。子どもの医療健康支援という子育てでも支援の中で大変重要な施策の中に、もう少し力を入れていただきたいというふうに思うんです。

ここに、平成20年の県内の自治体の人口動態総覧がございます。この中で、乳児死亡率が示してあるんですが、出生数1,000人に対しての数字ですけれども、県平均が乳児死亡率2.3に対し、防府市は4.7となっております。山口市は1.8、周南市は、この年は乳児死亡はございませんでした。防府市は、平成18年以降、上がってきており

ます。

この原因というのは、さまざまでありまして、医療費制度の見直しで解決できる問題ではないかもしれませんが、医療費支援において、行政がしっかりとサポートをしていくことは、やはり若い親たちにとっては、本当に助かることだと思います。

最後に、ちょっと市長さんにお答え願いたいんですけども、ぜひ、少なくとも周辺の市レベルに、拡充をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、この点ちょっと御答弁をいただきたいのですが、防府市は大変おくられているんですよ、このあたりお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 乳幼児の死亡率が高いという、それも、この近年そういう傾向が見られるということなど、軽視できることではございませんので、早速、今の乳幼児医療費の助成について、検討をいたさせたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 市長の前向きな御答弁、ありがとうございます。やはり統計で出したのは、乳児の死亡率でございますけれども、これはいろいろ事情があるんですが、しかし、こういった実態を前にしたときに、行政として、何ができるかということをし、しっかりとやっぱり考えていかなくちゃいけない時代に入ったということだろうと思えます。前向きな御回答をいただきましたので、ぜひ、よろしく願いいたします。少子化が一層進むと予想される中で、ぜひ御検討をお願いいたします。

あわせて、自治体の格差が非常に大きいこの制度でございますので、御答弁は要りませんが、国に対しても、この子どもたちの医療費の無料化を求める制度をつくっていくということを要望していただきたいというふうに、お願いをいたしておきます。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 先ほどの5,000万円を軽減するということに、前提で、ちょっと私、間違っております、山口市並みに所得制限なしとすればということで訂正させていただきます。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） ありがとうございます。

次に、地域包括支援センターの問題について再質問させていただきますが、昨年度の実績、御答弁いただきました。驚きましたですね、要支援1、2の介護プラン作成が、あるいは支援だけでも1万2,146件、極めてハードな業務量でありまして、しかも、本当に私たちも身近なところで接しておりますが、個々には非常に困難なケースが増えてきて

いる。ぜひ、この包括支援センターの充実についてお願いをいたします。

御答弁では、次の福祉計画策定において、対応、検討していくということでございましたので、ぜひお願いをいたしておきます。

ところで、包括支援センターの事業を効果的に実施をしていく、このためには、地域の連携あるいはネットワークづくりというのは極めて重要でございます。その中心となる包括支援センターのネットワーク強化への取り組み、どのように考えておられますでしょうか、御答弁、お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 地域包括支援センターの特色の一つとして、配置職員であります社会福祉士、保健師、市民介護支援専門員の3職種がチームとして対応するという点がございます。すなわち、一人の高齢者の問題を分割して、問題ごとに、個々の人間がかかわるというのではなくて、3職種の専門職員が同時にかかわるということで、相互の調整をしながら、一体的にかかわり、問題の解消に導くという手法でございます。

これをさらに拡大していきまして、医療、警察、施設、他の福祉職員、民生児童委員、地域住民というネットワークが形成されることとなります。このような広いネットワークにつながることで、最適な問題解決に至ることが期待されるわけでございます。これは、各地域包括支援センターで、日々行われている業務を通じて形成されてきております。

また、4包括の連携につきましては、毎月定例の連絡会議を行い、業務に関する共通理解を深めるとともに、事例検討を通じて、問題対応の統一的対処ができますよう努めているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） ありがとうございます。今後一層、今、本当に、世帯の小規模化が進んで、そうした世帯を支えていく、こういったネットワークづくり、その中心となる包括支援センターの役割は、本当に大事だと思いますので、よろしくをお願いいたします。

包括支援センターでは、特定高齢者、いわゆる生活機能が低下をして、近い将来介護が必要となるおそれのある高齢者、特定高齢者の介護予防事業が行われておりますけれども、実は、全国的に低調なんです。防府市の状況について、少し御説明をいただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 特定高齢者の数でございますけれども、施設入所者などを除きまして、65歳以上の高齢者から回答のありました基本チェックリストの結果に

より抽出されました特定高齢者候補者、約3,500人のうち、医療機関での生活機能検査で生活機能の衰えがあり、介護予防事業への参加が望ましいとされた方や介護認定で非該当となった方を合わせて303人が特定高齢者とされました。

この303人につきまして、居住の地域を担当する地域包括支援センターの職員が訪問し、介護予防事業のプログラムを説明いたしまして、介護予防の大切さを説いて、それに参加を進めたことにより、45の方が、運動機能向上プログラムに参加しておられます。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） いろいろ御努力がされておりますが、介護予防実施の視点を、進んだところでは、供給する行政サイドから、利用者である住民サイドへと転換をしていく取り組みが実際、行われているんですね。東京都府中市の取り組みでは、介護予防教室の卒業生が、今度は教室内で指導員のサポートをするとか、それから、地域で介護予防の自主グループ活動を行っておられるようでございます。

こうしていくことで、地域の輪も広がって、介護予防を、要介護にならないための手段から、さらに一歩進めていく、地域の輪づくりといえますか、そういったところに進めていく取り組みが行われて、いろいろな効果を生み出しているようでございます。

いずれにいたしましても、包括支援センター、非常に重要な役割を持つセンターです。介護保険事業計画の中に、実は高齢者アンケートを行ったら、センターの認知度が低いよと、こういう調査が出ておりますが、このセンターの周知について、最後に御答弁をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） まず、一般的な広報といたしましては、年度当初に市広報への掲載、市ホームページへの掲載、チラシを各公民館に配付いたしました。さらに、10月以降は、ケーブルテレビの防府ホットラインで4包括事務所の様子と業務内容を紹介し、FMわっしょいの「情報もりもり」のコーナーで、4包括の管理者等が業務の内容を説明いたしました。これは21年度に設置したときでございます。その後、4包括の管理者等が、業務の内容の説明をいたして、チラシの内容をより充実させたパンフレットを作成して、今は会合等で配付しております。

これらによりまして、相談件数は倍増してきておりますが、すなわち、徐々に周知されてきておると感じてはおります。確かに、介護職員が接する高齢者の中には、地域包括支援センターという名称を御存じない方もまだまだおられると思います。今後、さらに周知を図るために、今までやってきたこと、それに加え、イベント等への参加なども検討してまいりたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） ありがとうございます。今後、少子高齢化の中で、ますます包括支援センターの役割、増してくると思います。これまでは、どちらかといえば、福祉の対応というのは、要援護者個人に対して比重が置かれておりましたけれども、これからは、サービス提供の過程が重視をされていく、そして、ネットワーク化が重要になってくると思います。このためには、ぜひ市としても十分な人的な配置、それから、財政支援、強めていただきたい、このことを強く要望いたしまして、この項を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、教育行政について、教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 就学援助制度の拡充についての御質問にお答えいたします。

就学援助は、学校教育法の規定に基づき、経済的理由により、就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費、通学用品費、修学旅行費、学校給食費等の援助を行うもので、前年の所得による基準、または別に定める認定要件により、支給の可否を決定しております。

所得による認定要件を、基準額の1.3倍から1.5倍に引き上げてはどうかとの御質問でございますが、本市における就学援助費の認定要件は、文部科学省の「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額等早見表」をもとに算出した所得基準額に1.3を乗じた金額より所得が少ない世帯を対象としております。所得基準額は、家族構成等に応じて定めておりますが、認定要件の例を挙げますと、父親35歳、母親30歳、9歳と4歳の子ども4人家族の場合では、前年の所得が約268万円未満であれば支給対象となります。これは、収入に置きかえますと、おおむね402万円に相当いたします。

議員御指摘のとおり、認定要件を基準額の1.5倍に拡大した場合、先ほどの4人家族の例で申しますと、前年の所得が約309万円、収入に置きかえますと、約443万円までの世帯が就学援助の認定を受けることができるようになりますが、県内各市における状況も、収入額を基準としている山口市を除き、本市同様、基準額の1.3倍としていることから、当面、現状を維持することとし、引き続き、就学援助制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、平成21年度における全児童・生徒数に対する認定者数の割合、いわゆる、認定率は21.4%で、県内各市の平均である21.2%を、若干ではございますが、上回っている状況でございます。

次に、平成22年度から生活保護受給世帯への教育扶助として支給されることとなったクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を、就学援助の支給対象項目に加えることができないかとの御質問にお答えします。

学校生活におけるクラブ活動や生徒会活動、PTA活動などで使用する用具費や大会参加のための旅費など、多くの経費を要し、保護者の経済的な負担が増加しているのが現状でございます。教育委員会といたしましても、これらの活動は児童・生徒の心身を健全に育成し、社会性や協調性を育成する上で、大変有意義な活動であると考えております。

しかしながら、就学援助費の支給対象項目に、これらの活動費を加えた場合、単純計算ではございますが、約4,000万円の経費が必要となります。国庫補助金が削減され、財政的に厳しい状況ですが、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が生活保護世帯への支給対象項目とされた趣旨を十分考慮し、検討してまいりたいと考えております。

なお、県内他市におきましても、現在のところ対応について検討されている状況でございます。

今後とも教育委員会といたしましては、児童・生徒が安心して、充実した学校生活が送れるよう、引き続き支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 再質問でございますが、防府市の就学援助の受給者というのは、平成16年度以降、ずっと下がり続けておまして、平成20年度から若干増えているのですが、最近の経済危機や、あるいは雇用危機の進行にもかかわらず、伸びが鈍化しているという状況でございます。市の認定の所得基準がどう変わったのか、随分下がってきているようでございますけれども、一般4人世帯で、平成16年からどういうふうに変わってきたのか、御答弁をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 先ほどの4人家族の場合でございますが、平成16年度認定基準額でございますが、352万6,988円でございます。17年度309万9,579円、18年度288万2,568円、19年度267万9,768円、19年度から22年度、今年度までは同額としております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 御答弁いただきましたように、認定基準がどんどん下がってきている。大体計算しましたら、約85万円ぐらい下がっておりますね、所得で。このような中で、御答弁がありましたように、平成21年度認定率は21.4%、ぜひ、制度の拡充に向けて再検討をお願いしたいというふうに思います。

本来、国からの補助は2分の1が原則ですけれども、補助が極めて今、低い状況でござ

います。平成20年度で調べてみましたら、本来は2分の1が原則なんですけれども、国の補助は、現在、約18.5%という数字でございますね。昨年の7月3日に、実は、文部科学省に設置をされた「教育安心社会の実現に関する懇談会」というのがありますが、そこが報告書、「教育費の在り方を考える」、これを提出いたしました。これを見ますと、国として、市町村による就学援助が充実するよう新たな対策を講じなさいということが書かれてあるわけですね。

具体的には、試算もしております、約621億円増額すべきだと、国がですね、こういう具体例まで出して、国がしっかり補助しなさいということをもとめているわけですが、市としても、国の支援を強く求めていただきたいというふうに考えますが、この点、いかがでございますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 御指摘のとおり、平成17年度から準要保護者に対する国庫補助金が廃止されまして、地方交付税という措置でございます。地方交付税による措置をされておるといっても、毎年度約1億5,000万円程度の就学援助費をすべて一般財源で賄うことは財政的にも大変厳しい状況でございます。県内他市におかれましても、本市同様、厳しい状況にあると思いますので、他市とも協議の上、引き続き、国へ強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） よろしくお願いをいたします。

それから、生徒会費やPTA会費、部活動費の問題でございますけれども、健康福祉部長にお尋ねをいたしますが、生活保護の教育扶助に、こういった生徒会費や部活動費、あるいはPTA会費が経費として入っていると、教育扶助というのは、どういうものかということ、基本的なところをお尋ねしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） これは、生活保護手帳でございますが、教育扶助の範囲というところがございまして、生活扶助の対象となるのは、義務教育である小学校、中学校に限定される。憲法第26条第2項により、就学が義務づけられていることに関連して、最低生活の内容として、義務教育への就学を保障しようとするものであるというふうな定義になっております。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 今、御答弁にありましたように、教育扶助の中に支給項目として入っているということは、義務教育に伴って必要なものであると、クラブ活動費やPT

A会費や、それから生徒会費が必要なものであるという、こういう位置づけなんですね、国の。ですから、就学援助制度の当然、支給項目の中に入れても、私はしかるべきだというふうに思います。

他市の動きを見て、他市の動向を見ながらという御回答でございましたけれども、ぜひ、こういう国の方針、しっかりと受けとめていただいて、この就学援助制度に、この項目が入っていくように、新年度検討していただきたいということを強く要望いたしまして、私の質問を全部終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、7番、山本議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、13番、三原議員。

〔13番 三原 昭治君 登壇〕

○13番（三原 昭治君） 民意クラブの三原昭治でございます。通告に従いまして、次の2点について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

去る7月13日、大雨洪水警報が発令され、早朝より激しい雨が降り続けました。避難勧告も発令され、一瞬、昨年の豪雨災害の再来ではと脳裏をよぎりました。被災者をはじめ、多くの方々が、この警報に大変な不安を抱かれたと思います。幸いにして人的被害もなく、また、大きな物的被害もなかったようで、胸をなでおろした次第でございます。

さて、そこでお尋ねいたします。今回、昨年の豪雨災害を教訓とした対応が十分に図れたか、反省すべき点はなかったか、今後の災害に対する備えは十分か、お聞かせください。

次に、雇用対策について質問いたします。

リーマン・ブラザーズの経営破たんによる世界同時不況以来、特に、雇用問題は厳しい環境下にあります。そこで、住みたくなる防府の創造に向け、将来を担う若者たちが安心して働ける雇用の場の確保など、積極的な環境づくりが求められていますが、市として、どのような対応、対策を考えていらっしゃいますか、お聞かせください。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、昨年の豪雨災害を教訓とした、本年7月13日の大雨洪水警報発表時の対応についての御質問にお答えいたします。

1点目の昨年の豪雨災害を教訓とした対応が十分にとれたかという御質問でございますが、初めに、7月13日、午前6時の災害対策本部設置までの経緯と避難勧告の発令について御説明いたします。

前日、7月12日、午後5時30分に、下関地方気象台から大雨・雷・洪水注意報が発表され、防災危機管理課の職員1名が警戒体制に入っております。気象情報など、注視しておりましたところ、午後6時10分、大雨警報が発表されましたので、警戒体制を職員2名といたしまして、雨量情報、河川情報などにも注意しながら気象情報の収集・監視をいたしました。翌7月13日の午前5時30分に、大雨洪水警報の発表がございましたが、この時、山口県に大雨をもたらす強い雨雲が認められており、また、前日の降雨量が88.5ミリでありましたことから、警戒体制調整会議を開催するため、メンバーを招集いたしました。

警戒体制調整会議は、今年度新たに創設、設置したものでございまして、部長7名と部次長3名の合計10名で編成されておりました。災害対策本部の設置に関することや、避難準備情報等の発令に関すること等について、事前協議を行う機関でございます。この警戒体制調整会議が5時45分に開催されまして、前日からの状況と4時から5時までの1時間に14ミリの雨量を記録したことなどから、災害対策本部の設置が必要との結論に達し、警戒体制調整会議からその旨、私へ進言がございました。これを受けまして、6時に災害対策本部の設置を指示するとともに、直ちに、私は市役所へ登庁したところでございます。

また、避難勧告等につきましては、7月13日、6時に災害対策本部を設置しておりましたので、6時10分、一部地域に発表されました土砂災害警戒情報レベル4に即応いたしまして、急傾斜地や土砂災害警戒区域等から検討した地域に対し、6時40分に最初の避難勧告を発令したところでございます。その後も避難勧告、避難指示を適宜、適切な地域に発令し、市民の安全確保に努めることができたと考えております。

これは、昨年の豪雨災害を教訓といたしまして、防災関係マニュアルの見直しや本部体制の整備などを進めたことにより、警戒体制の強化、早期の初動体制、迅速かつ的確な本部での判断など、実施することができたものでございます。

なお、今回の災害では、住宅の床下浸水が13棟、市施工の被害箇所としましては、河川が3カ所、道路が7カ所、農地及び農業用施設の5カ所等でございます。幸いにも、昨年の豪雨災害ほどの被害ではございませんでしたが、復旧工事は、できるだけ早急な対応を行うこととしております。今後とも災害に強いまちづくりを目指してまいりますので、よろしくお願いいたします。

2点目の反省点はなかったかという質問でございますが、先ほども申し上げましたが、昨年の豪雨災害についての反省点を踏まえ、防災関係マニュアルの見直しを行い、初動体制や避難所対応など、災害対応全般について改善がなされ、このたびは多くの点で改善効

果があったと考えております。

しかしながら、本年7月の大雨に対応する中で、幾つかの気づきがありました。このたびの避難勧告の発令に際し、一部の避難所におくれが生じております。これは、開設準備における連絡体制に問題があったものでございまして、この点につきましては、早速、見直しをいたしました。

このほかにも避難所の開設・運営において、避難所で使用する物品等の事前準備が不十分であったり、避難しておられる皆様への情報提供をまだ十分に行うことができていない等ございましたので、改善を進めているところでございます。

また、防災情報の提供などにつきましては、避難勧告対象地区の自治会長へ、避難勧告の連絡がおくれた地区があったことや広報車の広報ルート等を見直すことが必要との御意見もございましたので、これらについても改善を進めているところでございます。

最後の御質問の、今後の災害に対する備えは十分かということでございますが、災害には可能な限りの備えができるよう、地域防災計画や各種マニュアル等の見直しとともに、昨年の豪雨災害に対する検証委員会での検証結果を踏まえ、改善しているところでございますが、先ほども申し上げましたように、改善すべき点が幾つもございます。今後、起こり得るさまざまな災害に対応するには、これで備えは十分というものはございません。したがって、常に改善を重ねながら、さらに防災力を強固にしていく必要があるものと考えておりますので、今後ともお気づきのことなどございましたら、御指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、産業振興部長より答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 大変、7月13日の災害時の対応につきまして、真摯に、謙虚に反省点も述べられ、やはりこれが次につながってくるんだなということを、今しみじみ痛感いたしました。

そこで、6月の議会に引き続きまして、ちょっとしつこいようですけど質問させていただきたいと思いますが、職員さんのメールサービスについて、今回、6月議会で高砂議員の御指摘もあり、私も少し指摘をしまして、庁内に2回ほど、文書なりで、ちゃんと登録するよという通達があったということを確認し、大変喜んでおりますが、私は、今どきに、いいことなんですけど、本来は市民の安心・安全を守る任務ということを考えれば、当然、去年の災害時後には、全員登録がされていても全く不思議ではないというように思っております。

そこで、あれから3カ月たちましたが、たしか3カ月前は、6月議会では約半数ですと、

登録者は半数ですということでありましたが、呼びかけに対して、どのぐらいの登録者が増えたか、当然、私は100%を期待しているんですけど、その状況を教えてください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 6月以降の職員のメールサービスへの登録者数の推移ということでございますが、今現在、約3分の2弱といったところではないかと認識しております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 3分の2弱ではないかというのではなくて、3分の2ですと、きちんと把握しながら、徹底した登録をしていただきたいと、そのように思っておりますので、ぜひ、この次、また質問するかもしれませんので、全員登録は済みましたという答弁をいただきたいと思います。

そこで、先ほど避難所のことについて、いろいろ反省点があるということで、私も避難所には13日、14、15と、いろいろ、毎日ちょっと足を運んでいろいろな状況や、また、早朝、現地などを見回ってまいりましたが、たしか、先ほどマニュアルの改正をやり、防災関係のマニュアルの改正をやり、随分と教訓として生かされているということで、それは喜ばしいことなんですけど、避難所開設運営マニュアルもたしかあったと思いますが、避難所に職員を5人配置するというのもあったと思うんですけど、これはどうでしたか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） マニュアルどおりに配置いたしております。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 確認がこれはできていないようであります。例えば、右田公民館、私が行ったときには3人、体育館が2人、福祉センターが1人、担当職員さんに聞きましたところ、人数が足りないんでしょうと、だから、分けてやっているんじゃないですかという、しゃれにもならない言葉を吐いておられました。いま一度この点について、きちんともう一回確認をして、改善をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） もう一度精査して、ちゃんと対応できるようにいたします。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） それと、先ほど物品の準備も不十分であったということでありましたが、パソコン、それぞれの避難所に配置するという事になっておりましたが、お昼になってもパソコンが来ないという状況でありました。パソコンについて、例えば、避

難所リスト等をパソコンで入力して、迅速に、出入りも全部把握ができるんですが、手作業でやっていらっしやいましたので、この点についても、やっぱり反省点の一つに加えていただきたいと思います。

そこで、今、避難所のことなんですけど、御存じだと思いますけど、まず、田ノ口、今回、あるお年寄りが、お水が流れてきて外に出られないということで、消防の救急隊員が抱えて救出したというのが13日の早朝、ございました。それから、田ノ口の方々に避難勧告が出ましたよということを私は伝えて、早速、逃げてくださいということも伝えました。

そこで、田ノ口の方が、右田の福祉センターに避難されたわけなんですよ。その後、数十分もたたないうちに、そこからまた荷物を持って移動されているので、どうされましたかと聞くと、ここじゃなくて、右田の体育館に行ってくれという連絡が入ったということでありましたが、その点はどういうことなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 確かに、その日の避難場所につきましては、右田公民館と右田中学校という指示をいたした記憶がございます。右田福祉センターのほうは、自主避難の方が来られましたら対応できるようにという体制は整えていたということですが、恐らく、今、時間的なタイムラグが生じたのではないかなと思います。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） それで、先ほど申しましたが、夕刻に避難所として開設しますので、どうぞお使いくださいということは言われたと。それで、体育館に行きますと、もう行かんよと、行ったり来たり行ったり来たりできないということを言われておりました。

それで、まず1点目は、これは右田公民館の方、また右田地域の方とか、いろいろな方、被災地の方々が言われていたんですが、どこへ行ったらいいかというのがよくわからんと、避難所はわかると、だけど、我々は、うちの地区はどこに行ったらいいのかということがよくわからないと、これはちゃんと、例えば、田ノ口の方はどこどこ、市上の方はどこどこ、勝坂の方はどこどこということが、ちゃんと指示がされているかどうか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 一応、自治会ごとに避難場所というものは、ある程度決めております。そうした中で、今議員御指摘のように、若干、自治会のほうとの連絡がまずかったということもあろうかと思っておりますので、今後、そういったきちんとした、どこそこ

の地区は、どこの避難所に行ってくださいというようなことも含めまして、徹底してまいりたいと考えます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） それで、今、田ノ口の御年配者の方々に避難勧告が出ましたよと、皆さんに行ってもらってくださいと言ったんですが、今回は、去年の被災者の方々は大変怖い経験をされていることからか、大変スムーズに皆さん避難されたということは、大変うれしく思っておりますが、一つ、私、気づいたんですが、各自治会長さんに、例えば、全戸に、全自治会にというわけではありませんが、せめて昨年被災され、また危険が伴うという、危険が生じると考えられる自治会長さん宅には、ハンドの拡声機がありますね、拡声機マイク、あれを、僕は備えたら大変いいと思うんですよ。あれを持って、皆さんに避難してくださいと、私、避難勧告が出ましたよって言って、本部のほうへ電話しまして、広報車を早く回してくださいと言いましたけど、なかなか広報車が到達しない、消防隊員の方もいらっしゃいましたが、なかなか来ませんねという話から、大変遠くから、今度、やっと来られたら遠くからその声が聞こえてきたんですけど、一番肝心かなめな、一番、昨年被害を受けた場所には、到達するのにかなり時間を要しました。ぜひ、拡声機を自治会長さんに提供して、それで、言ってもらうのが、一番早く、有効な手段と思いますが、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 自治会長さんとよく御相談いたしまして、必要であれば、お配りできたらと思います。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 相談されるのは結構なんですけど、積極的に、そんな大した金額ではないと思います。だから、そういうのがあれば、かなり有効に活用ができると思います。

それと、避難勧告を出す判断、これはどのように判断をされているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 先ほど、市長も答弁いたしましたように、避難勧告等の判断マニュアルを改定いたしております。それによりまして、前日までの総雨量、あるいは、今後予定される雨量等々を勘案して、それに基づきまして避難勧告を発令しているところで、それと、土砂災害降雨危険度のレベルに基づきまして、勘案して出しております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 一つ、気がついたんですけど、先行隊というんですか、市の職員の方が1人、来られていました。しょっちゅう本部のほうへ電話をされておりました。あなた早く避難勧告を出すように言わんにゃという、田ノ口の状況を見られたら、大変怖い、私も感じがいたしました。という話をしましたけど、多分、本部の方は、その状況は、電話だけで聞かれるわけですか、状況は、現地の状況。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 田ノ口の状況につきましては（「全体」と呼ぶ者あり）全体は、職員がいろいろ現地を回っている場合には連絡が入りますけれども、7月13日につきましては、私どもも6時前からということで、まだ暗うございまして、状況がなかなか入ってこない、あるいは、現地のほうへ、まだ職員が対応しているような状況ではございませんでした。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） ということで、リアルタイムに、例えば映像とか、そういうものは入ってきていますか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 映像等は入っておりません。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） これ去年の9月だったか、一般質問したときに、水防員制度というのが廃止になりましたよね。これも私は、廃止は別に問題ないと思います、有名無形のものだなと考えておりましたので。そのかわりに、防災情報員という制度を設けたらどうかという提案をいたしております。これは、大変危険な任務ではなく、例えば、今、田ノ口というのが出ましたが、田ノ口の例を出せば、だれか携帯電話でも使える人がいらっしゃれば、写メール等でその状況を流してもらおうとか、例えば、用水路があれば、そこに人を確認して、その水位の、新橋なんかやっていますね、国交省が、ああいうふうに、1、2、3とかいうレベルの、やって、今、どこのレベルですとか言われれば、大変情報がリアルに入ってくると私は思うんですよ。

それともう1点、今、防災情報員を設けたらどうかというのが1点と、もう1点は、現地に行った人間に、責任というか、判断できるような権限を与えたらどうかと思います。でないと、恐らく本部のほうは、ただ電話で聞いた、言葉だけで皆さんが分析されたり、パソコンで見る、先ほど言われました土砂災害警戒情報とか、ただ、それだけで判断されていると思います。それ以上に現地におれば、例えば警戒警報がレベル4に達するまでに、

これは危ないよということも確認できます。現地から、本部に向いて、これはすぐ出してくださいということも、いち早く対応ができると思いますけど、そういうことを実施したらどうですかということをお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） まず1点目の防災情報員ですか、これにつきまして、検討はしてまいりたいと思いますが、まず、どういった方が適任であるかといったところで、私は、一般市民の方は、まずは危険なこともございますので、なるべく、防災情報員は不適切ではないかなというふうに考えております。

そこで、例えば、消防団の方でございますけれども、こういった方は知識、あるいは経験等ございますので、例えば、御指名を申し上げることができるのであれば、今回、昨年災害が大きかったような右田とか、小野地域のところでお願いできるかどうかというところは、検討することは可能ではないかなと、今、思っております。

それと、現地に行った職員に権限を持たせたらどうかということでございますけれども、リアルタイムでその、先ほどありましたように、映像で見ているわけでも、私たちはございませんが、現地の職員からの報告といいますか、こういったものも重要な判断材料ではあると思います。そうした中で、今、防災マニュアルを、避難勧告のマニュアルを見直しまして、避難準備情報から順次出していくような形にしているわけでございます。

今回の雨は、かなり13日の午前中に、集中的にざっと降りましたので、6時には262号線もとまったような状況でございます。そうした中で、本来ならば、避難準備情報あたりからというようなことになってくるんだろうと思いますけれども、もう直ちに、避難勧告だろうという判断をしたところでございます。そういった形の中で、今、数値的なもので、まずは、判断をさせていただくことが適切であろうと、今のところは考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） まず1点、だれも、私、一般の方に危険を伴えとは言っておりません。先ほど申しましたように、ちゃんと基準を設けておけば、もう例えば、見に行った時点で、よし、避難してくださいとか、その危険を伴うような任務をしてほしいとは思っておりませんが、先ほど部長が言われたように、消防団、これは、大変いい考え方だと思います。これ、いつも検討、検討ということで、何か遣唐使というのが昔いましたけど、検討、検討で、なかなか前に進みません。ぜひこれは、早速検討というか、テーブルに乗せてどうかということをやっていただきたいということを思っております。

そして、マニュアルどおりに従っているということですが、以前、ことしの、いつだったかな、四国のほうに南海大地震がもうやってくるということが言われております。そこで、どこの工業団地でしたか、ちょっと記憶はないのですが、その工業団地の経営者の方々が集まって、とにかくそれに備えようと、我々が例えば協力できるところ、重機とか、いろいろなもの、出せるもの、すべてマニュアルをつくろうと、莫大なマニュアルをつくられておりました。それも毎晩、毎晩会議をやってということで、テレビでそれをやっておりました。最後に、その代表者になる方、若い方でしたが、一言言っておりました。これは単なる紙ですと、実践がないと何にもなりませんと、とにかく災害は実践しかありませんと、マニュアルどおりいきませんということを言っておられました。

マニュアルどおりで災害がうまく対応できれば、これは一番いいことですが、マニュアルどおりでは、私は、災害は対応できない思っておりますので、ぜひ、今、言ったようなことも、ちゃんと教育すれば、そのぐらいの判断ができて、もう避難勧告を出してくださいということが本部に伝わり、本部から市長に進言すれば済むことであります。そんな難しいことではないと思います。一番は、現場主義と申しますが、現地におる者が、一番現地のことがわかるわけですから、ぜひそのように対応を進めていっていただきたいということを要望しておきます。

それで、先ほどちょっと避難所のことなんですけど、部長にお尋ねしたいんですけど、部長は畳の上に寝ると板の上に寝るのは、どちらが寝心地がいいと思いますか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） やはり、できれば、固さが柔らかいほうがいいんじゃないかと思っておりますので、そういった上では畳のほうが、やはり寝心地はいいんじゃないかと思っております。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 先ほど言った福祉センター、あそこには、ちゃんと畳の部屋があるんですよね。今、御存じのように、先ほどから一般質問の中で、高齢社会、高齢者という言葉がたくさん出てきます。最初に避難された方も高齢者の方が大半です。その方々に、畳から今度は板に移れと言われたときに、本当に腹が立ちました。もっと、避難所、検証委員会、私も聞かせていただいておりますが、本当に避難所の人たちの声が、何か上がってきていないような気がいたします。

例えば、体育館、今回、体育館で13日のお昼、昼食のことなんですけど、アルファ米ですか、公民館でも出されました。体育館でも出ました。本来なら、体育館では使用できないんですよね。ガスがないですね。なぜ、これが体育館で使用できたかという、学校

の先生が来られてて、事務の、ガスを使ってこれが対応できたわけなんですよ。

それと、もう1点、避難所で前回の長期にわたる避難者の方にいろいろ聞いてみましたら、何が一番お望みですかって言いました。それはたくさんありますけど、とにかく、夏場でしょう、お風呂に入りたい、シャワーがほしいということが、すごく私、そういう要望、意見を聞きました。さっき言いました福祉センター、これ、以前、あそこには、ちゃんと浴室があるんですよ、浴室が。御存じですか、浴室があること、部長。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） すみません、それは存じておりません。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） あそこは浴室がちゃんとあるんです。もう使っていないから、何か倉庫みたいな感じでされております。あれをちゃんと改修すれば、また十分お風呂として使えるわけですよ。そしたら、本当に楽になって、少しでも、心も体も癒されると思います。

それと、もう1点、先ほど高齢者と言いましたが、体育館なんか、そして、公民館もそうですが、おばあちゃんとかおじいちゃんが、昼間、やっぱり周りに気兼ねで横になれない、座られている状態を見たけど、本当、気の毒ですよ。布団を抱いて、横になって寝ていらっしゃるんですよ。ああいう姿を見るということも失礼かもしれませんが、やっぱり、ああいうところに、ちゃんとマニュアルをつくるなら、そういうところもちゃんと見られて、そこで、私、去年、ちょっと本部の方にも言ったんですけど、折りたたみベッドを用意したらどうかと、せめてお年寄り、また障害者の方にはどうかと言いましたけど、なかなか難しいようなことを言われておりました。

今、一般的な折りたたみベッドは大変場所をとりますけど、今、アウトドア用の折りたたみの簡易ベッドがございます。それは、大変重宝しています。重宝というか、大変僕は適当だと思います。というのが、うまくたためば、きちっとたためば、昼間はちゃんといすになります。お年寄りは、下に座っておくより、そのほうが大変楽で、いいと思います。ぜひ、また検討という言葉は、僕は嫌いなんですけど、前向きに対応をするようにしていただきたい。

それと、もう1点、この間、6月にトイレのことを言いましたよね、トイレ、身障者用トイレ、高齢者のトイレ、洋式化はされているけど、水を流すのにハンドルに手が届かないとか、きついとか、現に今、右田公民館なんか、しょっちゅう今、最近は、汚物がそのまま流されないで置いてあるという現象が今、あります。

これはなぜかという、僕もやってみましたけど、ハンドルがきつい、腕が回せない、

そういうところがあります。よく見たら、それは、なかなか身障者用トイレは、場所の問題がありますから、できないのではなくてやっていただきたいんですけど、せめて、すぐ行って手すりをつけるとか、何とか、だから、そういう対応がすぐできるものはすぐやる、部長は前回の答弁で、そういう点については、順次やっていきたいと。これはマニュアルにも書いてありますが、あれから見に行かれましたか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） すべてを見たわけではございませんが、私の地区ぐらいいは見ておりますけれども、今おっしゃったように、トイレについては、各公民館、今、洋式にはなっておりますけれども、身障者対応というものがかなり少のうございます。そうした中で、今、御指摘がありました手すりとか、少しでも高齢者の方に優しい対応ができるような改善については、努めてまいりたいと、そのように考えます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） そういう、努めてまいりたいということなんですが、市長、この点についてどうですか、お年寄りの方、体の御不自由な方に、いち早く、もう災害というのは、待ったなしです。いつ来るやもわかりません。そのためにも、一刻も早く早急に対応していくということについて、市長、どのように思われますか。ちょっと御見解をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私は、災害時にはみずからの命はみずからが守るということが、まずは基本的なところであろうと認識をいたしております。ただし、災害弱者と呼ばれる高齢者や障害をお持ちの方々などは、とは言いながらも、なかなか迅速な対応をしていくことはできないわけでございますので、そういう方々への手当てをいかにするかということになりますと、私は、今、順次進めております各自治会の災害への対応について、組織の中に真っ先に考えなければいけないのは、災害弱者と呼ばれる方々への連絡と、それをどのような形で徹底していくかということが、最も肝要なことではないかというふうに、実は考えているわけでございます。

2階があるお方には、まずは2階へ避難していただけるような方法をお勧めするとか、あるいは、2階もない、いつ床上浸水に脅かされるかわからないというような（「僕が質問したのは、避難所のトイレ、そして、お年寄りに対するベッド等をいち早くやったらどうかという、その点をお尋ねしてます」と呼ぶ者あり）前段を申し上げたわけですが、前段は省かせていただきましょう、その必要は大いにあるかと思いますが、ケース・ケースによって対応に努めてまいりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） ケース・ケースというのが、私にはよくわかりませんが、これは現地の声であって、現地の状況であり、現地の実態であるわけでありまして、恐らく市長も、そのトイレまで中に入って見ていらっしやらないと思います。避難者の方に声をかけられることはあっても、そこに滞在して、いろいろな話を聞くという時間も、恐らく、余りないと私は思っております。そういう点で、私たちも市民の代表として、いろいろな角度から、いろいろな所へ行って、いろいろな話を聞いて、そして、こういうふうに一般質問をし、その実態を言っているわけです。ケース・ケースというのが、私にはよく理解できませんが、そういう対応なんだなということで、私は受けとめておきます。

最後になりますが、私は市長にお願いがございます。先般、6月の私の一般質問で、図上訓練のときに不在であったではないか、携帯電話をしていたではないかという点につきまして、議会だよりに掲載したところ、市長のほうから、私はトイレに行っていたと、それは当然、人間ですから、生理現象があるので、トイレに行かれるのは十分ですが、ただ、電話をかけたか、かかったかはわからないけどと言われましたけど、電話をしたということには間違いはございません。たとえ訓練であろうと、一刻を争うような大事なときです。例えば、この会議をやっている、大事な議会をやっているときに、鳴ったから出るというわけには、私たちも市長も、当然、いかないと思います。

それと、一番のお願いは、たしか、あのときの答弁で、私は選挙の後で、体調を崩しておって、記憶にありませんというのが答弁でありました。ぜひ、そういうときには、最高指揮官はやらないでおっていただきたい。災害対策本部を設けて、記憶がなくなるような状態のときには、きちんとした的確な指示はできませんので、そういうときには、副市長なりにかわってもらおうということを心がけていただきたいということを申し述べ、この項の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 市長、簡単をお願いします。

○市長（松浦 正人君） あの折の御質問を事前に承っておりましたら、記憶にないというような答弁をしないで済んだんです。私が、議員さんにお電話、入れましたのは、議員さんなら御理解いただけるだろうと思ひまして、御質問をちょうだいする場合には、そのようなこと、重要なことであるわけですから、あのときに不在であったといひますか、外で、通路で電話をしていたことがあったようだがということであれば、それは、うちの秘書課ではすぐわかるわけですから、私の頭の中には、何せパニック状態で動いている状況ですから、常に、目いっぱい動いておりますので、そのとき、そんな行為があったかなというぐらいのことについても、わからない場合もございしますので、事前に、お話をいた

だいておれば、調査して、その上でしっかりとした答弁ができると、後で秘書課に聞いてみたら、実はトイレに行かれて、その折に鳴ったか、かけられたか知りませんが、電話を外でされながら入っておみえでございましたと、こういう報告を受けましたので、ああ、そうだったのかと、それぐらいのことだったらばということで、わざわざ議会報告の、議会だよりの中に書かれておりましたので、それほど大事なことであるならば、事前に御質問の内容をちょうだいしておきたかったねと、こういうことで申し上げたわけでございますので、以降、非常に重要な局面において、私が体調が悪いようなときには、あるいは、よほどのときには出席をいたさないように気をつけてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 繰り返したくないんですけど、私が言っているのは、体調が悪いときには、かわっていただくようにというお願いをただけです。その体調が悪いというのは、パニック状態でも、あなたはちゃんと体調が悪いと言われたんですから、そういうときには最高指揮官として指揮をとらないようにというお願いをただけです。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 次は、雇用対策について、産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 続きまして、雇用対策についてお答えをいたします。

まず、雇用の場の確保の取り組みでございますが、ふるさと雇用再生事業、緊急雇用創出事業につきましては、平成21年度から、これら2つの雇用創出基金事業を実施しております。

平成22年度におきましては、現時点での予算計上分として、ふるさと雇用再生事業が5件で16人、緊急雇用創出事業が24件で98人の新たな雇用を創出する計画でございますが、7月31日時点での進捗状況は、ふるさと雇用再生事業が5件で17人、緊急雇用創出事業が20件で66人の雇用を創出している状況でございます。

事業に着手している額を申し上げますと、7月31日時点で、ふるさと雇用再生事業が予算額約6,100万円のうち、全額の約6,100万円で、緊急雇用創出事業につきましては、予算額約1億1,300万円のうち約6,900万円でございます。

将来を担う若者たちに対する支援といたしましては、現在、学校を卒業、もしくは中途退学、または離職後、一定期間の無業の状態にある者の職業的自立を支援する全市的な体制づくりを進めることを目的として、防府市若者自立支援ネットワーク会議を設置いたしまして、若者サポートステーションと各支援機関の積極的な交流の促進の支援を実施しているところでございます。

創業者の支援策につきましては、中心市街地に位置する商店街の空き店舗に出店する事業者の家賃の一部を補助する、空き店舗活用促進事業を実施しております。

新規学校卒業者の就職につきましては、厚生労働省が5月を求人促進月間と定めておりますので、毎年、この時期に合わせ、お願いに行っており、今年度につきましては、5月10日にマツダ株式会社防府工場、ダイキョーニシカワ株式会社中関第1工場、株式会社ワイテックの3社を訪問し、来年3月、学校卒業予定者の就職先の確保のお願いをしたところでございます。

続きまして、非正規雇用の労働者への対応につきましては、現在は、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、人々の就労意識も変化してきており、人生の各ステージに応じたさまざまな働き方ができる労働環境の整備が求められておりますが、非正規雇用の労働者は、雇用面での不安定性からくる短期雇用によって職業能力が高まらず、結果、低所得となっております。また、企業活動の状況に応じて増減が容易であることにより、企業経営の調整弁となっている現状もあります。

これらの問題につきましては、強く懸念しているところでございますが、全国的な問題であることから、国や県などと連携を図りながら、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） ありがとうございます。

それで、先ほどの緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生事業ということで、これは一時的な雇用であって、長期的な、定期的な雇用ではないと私は思っていますが、この中で、例えば、20代、30代の若者というのは、どのぐらいを占めておりますか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 先ほど答弁を申し上げましたふるさと雇用再生事業、今現在5件で17人、緊急雇用創出事業が20件で66名という数字を申し上げましたけれども、この年齢につきましては、申しわけございません、資料を持ち合わせておりません。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 数字は持ち合わせていらっしゃるということでございますが、この一般質問の中で、先般、田中敏靖議員ですか、企業誘致に対する成功報酬制度、企業用地の取得販売を提案されました。私は、大変、的を射た、いい質問だなと、雇用の創出については、やはり企業誘致、企業を増やす、これがやはり一番の手法、手段ではな

いかなど、私も常々思っております。その中で、企業用地について、いろいろ答弁をされておられ、民間の未使用地を活用したいということでありましたが、ちょっとお尋ねしますが、市が所有していた企業用地、一番最後に売れたのは、完売と申しますか、全部完売した、一番最後の年数はいつでありましたか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 一番最後に完売した市の工業団地の期限はということですが、平成3年12月が最後でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 平成2年3月、綾小路きみまろじゃありませんが、あれから20年と、たちまして、全く企業用地の取得がないと。たしか1年半か2年前に、同じく同僚の松村議員が企業用地のことの質問の中で、市長はそろそろ取得の時期に来ているという答弁をされております。そろそろ取得の時期に来ているという答弁がありました、この点については、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私も記憶しておりますが、そういうことを検討しなければならぬ時期に来ていると、このように申し上げたわけでございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 検討する時期に来ていると、それから2年がたちましたが、どのような検討をされたかお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 詳細は、担当部長から答弁いたすかと思いますが、地域も限定せざるを得ません、さまざまな制約もあるわけですが、それらを乗り越えて、一定の面積を確保するために試算をいたさせましたところ、80億円ぐらいかかるような報告を受けました。

そこで、旧塩田で使われていた江泊方面の、点在する地権者の方々をいろいろ調べてみるようにとか、あるいは企業が持つておられるところを、さらに活用していく方法を考えてみるとか、あるいは、また、私自身も、マツダの方々にお会いをして、増設の予定が明確にあるや否や、あるいは、工場用地が足らなければというようなことも、ブリヂストンの方々にも、協和の方々にも私がお話をさせていただくなどしてまいりましたが、現段階においては、このような景気の低迷が続いておる、あるいは企業の海外シフトがどんどん進行していっているという経済情勢下の中で、本市が企業団地を造成して、巨大な負債を先に抱え込んでいくということは、よろしいことではないのではないかというのが、現時

点での、私のこのことについての感想でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） やはり、経済情勢ということは、私も重々承知であります、耳にたこができるほど聞いた、聖域なき行政改革ということで、削る削ると、削減削減という言葉が、私の耳の中に入り込んでおります。削る削るばかりじゃ夢も希望もありません。ぜひ、積極的に、やっぱり前へ出ていく、積極的に攻めていく施策をやはり講じるということも念頭にに入れていただき、しっかり企業誘致等、頑張っていただきたいと思しますので、よろしく申し上げます。

ちょっと話を戻しますが、若者の求人ですが、ハローワーク防府に行って聞きましたら、大変厳しい状況にあると。21年度だけでも、県全体で求人が38%減少していると、防府市管内においては、それを上回る40%も減少しているということを知り、ハローワークの関係者の方も大変頭が痛いということをおっしゃっていただきましたが、さて、先ほどありました5月10日に、求人確保推進月間で、市長は各企業を訪問されているということでありましたが、どのような内容で訪問、要請されているのか、端的にお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 毎年、各企業を巡回しながら、新規高卒の方々の現地採用、そしてまた、新規でない方々についても採用方の要請をいたしているところであります。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 新規採用ということは、正規社員ということでございますけど、さて、防府市は指定管理者制度を設け、学校給食センターやいろいろ指定管理者として委託をされておりますが、ちょっとお尋ねしますが、ことし5月にオープンしました新体育館、これも指定管理者制度で委託されているわけですが、今、あそこで働く人たちは何人で、正規社員は何人か、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 今、管理をしていただいている指定管理者でございますけど、現状でございますが、常勤社員4名、そして、アルバイトとおっしゃっていますが、47名でございます。以上です。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 先ほど、部長ですか、その非正規社員について、調整弁となっていると、企業の。そして、強く懸念されているというお話がありましたけど、この実態はどうでしょう。その中に、年齢層を私はちょっと確認しましたが、先ほど言われた47人、19歳から70歳までの方がいらっしやいまして、最も多いのが20代から

30代、6割です。この方たちの話も聞きました。大変不安がっておられます。非正規社員であって、いつ首が飛ぶかわからない、給料も安い、これは本当言うたら、本来、官製ワーキングプアというのが大変今、社会問題にもなっております。防府市は行政改革の名のもとに、こういった面で、例えば、給食センターのことは聞きませんでした、ここも26人で正社員が3人です。表では、今、いろいろな、懸念されるとか、何とか、話があるんですが、今までにこういうふうな、非正規社員を増やせ増やせというような、こういう助長するような施策は、私は決していい施策だとは思っておりません。

若者たち、本当にこれで防府市がいい、市長は所信表明で、しっかり言われましたよね、「住みたくなる防府市」「学びたくなる防府市」、今回の定数半減問題でも、その言葉が何度か出ました。こんな状態で、いつ、どうなるかわからない、僕たちは不安を抱えて仕事をしている、どこかいいところはありませんかね、これが行政が出している委託先ですよ。この点について、市長はどう思われますか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御批判を御批判として受けとめさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 当然、御批判は御批判として受けとめていただかなければいけないんですが、受けとめるだけではなくて、やはり、ちゃんとした改善を、こうしていくと、民でできることは民でできるという、何か、片や体裁のええ行政改革のように見ますが、こういう実態は、今、若者たち、不安な市民をつくっているわけです。これでは、決して住みたくなるような防府市には、絶対なりません。住みたくない防府市になってしまうと、私は思います。

ぜひ、これは改善されるように強く望みますが、やはり、今、市長が何回も言われる住みたくなる防府をつくるためには、やはり、こういう点から、やっぱり行政が範を示すということが最も私は大切だと思っておりますので、ぜひ有言実行を心がけていくことを求めて、私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、13番、三原議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は、2番、土井議員でございますが、その前に、執行部より、午前中の三原議員の質

問の答弁で、訂正をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。執行部どうぞ、総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 三原議員の御質問の中に、市が保有する企業団地で最終売却時期はいつかの御質問で、平成2年3月と、私、御答弁申し上げましたが、間違っておりまして、最終売却は、平成3年の12月でございました。訂正させていただきます。申しわけございませんでした。（訂正済み）

○議長（行重 延昭君） それでは、一般質問を続けます。

次は、2番、土井議員。

〔2番 土井 章君 登壇〕

○2番（土井 章君） 明政会の土井章でございます。質問通告に従い、質問をいたします。

まず最初は、市主催による戦没者慰霊祭の実施についてでございます。

御案内のとおり、本市における戦没者の慰霊追悼は、護国神社奉賛会なる任意団体の主催により毎年5月、招魂祭として挙行されております。この奉賛会の規約によりますと、市地域自治会連合会長、市連合遺族会長、市郷友会長、英霊にこたえる会会長等が理事となっており、会長、副会長は自治会連合会の役員で占められており、会長は谷口氏、自治会連合会相談役が務められております。

また、会の目的は、英霊祭祀の興隆を図るとともに、防府市護国神社の神徳を敬仰し、神社の維持経営を奉賛することとし、具体的な事業として、防府市英霊の祭祀奉賛、護国神社の維持・経営、奉納、その他、本会の目的達成のための必要な事業を行うこととしております。そして、招魂祭の開催費や護国神社の維持費を含む奉賛会の運営費は、単位自治会を通じて拠出された1世帯100円の拠出金で賄われております。

一方、単位自治会長は、同意もとられてはいないと思いますが、充て職として評議員とされ、評議員会には、事業計画、歳入歳出予算及び決算、規約の変更が付議されることとなっておりますが、これらの事項は自治会で決定し、評議員に書面で報告することにより、付議は省略することができることとされ、付議されたこともありません。

一応、規約上、評議員会は会長が必要と認めたときと、評議員の3分の1以上の要求があったときに招集することとなっておりますが、会長が招集したことはありませんし、ましてや、単位自治会長は自分が評議員になっていることさえ知らないわけですから、3分の1が集まるはずもございません。

要するに、単位自治会長は、割当金を納入するための役割を担うための評議員として名前を出すだけで、口は出すなということで、もちろん総会の規定もございません。

一方、寄附金とは言いながら、実質、義務的に自治会に経費を負担させ、会の運営もやっているのが実態でございますが、自治会として奉賛会に關与することは、自治会員、個々人の信教の自由を保障する憲法第20条にも抵触するおそれがあることは、先日、木村議員が指摘されたとおりでございます。また、遺族会の方々も、会員の減少や高齢化が進み、会の活動も容易でなくなっていることなどから、将来に不安を持っておられます。

そこで、私は、既に他市でも行っている市主催による無宗教献花方式の慰霊祭に移行すべきと、昨年12月議会で質問いたしました。が、当局の答弁は、他市の状況も視察した、今後、奉賛会ほか関係団体と協議し、理解と協力が得られれば、市主催の慰霊祭を検討するでありました。

そこで、その後、どの団体とどのような協議がなされ、どのような結論に至ったかお尋ねをいたします。

質問項目の2点目は、公共下水道整備のあり方についてであります。この質問は、実は、さきの6月定例会でいたしました。が、時間がなくなり、答弁のみをいただいた状況で終わってしまいましたので、その第2弾ということで質問させていただきます。

現在、都市計画税を徴収している地域は、すべて公共下水道整備を整備するという原則について、人口減少地区においては、公共下水道も公営企業であることにかんがみ、採算性等の観点からも下水道整備計画を見直し、公立補助の合併処理浄化槽設置補助制度等に切りかえるべきではないかとの提言に対し、答弁は西浦、富海両地区への管路整備は、あと二、三年で完成する予定であり、完成を目指して事業を継続する。また、大道地区については、費用対効果、経営効率、補助制度等を含め、多角的に検討を加え、判断することとございました。

私は、この答弁を良といたします。が、大道地区の公共下水道整備には、管路施設整備に多大の経費を要するなど、公営企業の健全経営の観点からは、疑問も持っております。むしろ、環境省所管の浄化槽市町村整備推進事業の活用による整備のほうが、市及び受益者の負担や早期整備の観点からも有利と思料しております。

この事業は、市が事業主体で、整備に要する住民負担額は、個人設置型に比べ約6分の1、公共下水道の受益者負担金と大差はなく、また、下水道整備事業債の対象ともなっております。そして、何より、浄化槽の設置や保守点検、清掃、あるいは法定検査の受検等に関する手続は、市が行うこととなりますので、住民の事務手続の手間を省くことができます。

住民にとっては、公共下水道と変わらない制度とも言えますし、何年待てば公共下水道につなげるかわからないより、早期に水洗化を図るほうが喜ばれるのではないかとも思い

ます。今後、地元の方々と精力的に話し合いを進め、1日も早く結論を出し、対策を講じられるよう提言をして、具体的な質問に入らせていただきます。

まず、排水管を引くのに、他人の私有地を通過せざるを得ず、土地所有者の了解が得られないことから、受益者負担金は取られた、いつまで待っても下水道は引けないという、何とも理不尽なところが市内の一部地域において存在する問題でございます。市内には、7地区、80戸がこのような状態になっているようでございますが、答弁は、防府市市道の排水設備設置基準により、権利者すべての承諾のもと、申請があった場合に、市費で管渠を敷設する云々でございました。いわゆる、民民のことだ、自分たちで話し合いをして、話がまとまったら言っておいでとの考えのようでございます。

しかし、民民で話し合いをしてもまとまらず、最後には感情的になったりもして、こじれたり、お互いが近所のため、本音が話せないなどで解決せず、今日に至っているのが現状でございます。

便益は受けていないのに受益者負担金は取られたでは、負担金を払った人からすれば、言葉は悪いですが、詐欺に遭ったようなものですし、ならば、合併処理浄化槽にしようかと思っても、下水道の認可区域なので、補助金は出ません。さらに、下水道法第11条の3では、水洗便所への改造義務等がうたわれておりますが、これらの方々は厳密に解釈すると法令違反をしている状況とも言えます。まさに、踏んだりけつたりの三重苦となっております。

また、同法第11条では、排水に関する受任義務が定義されておりますが、当事者間での解決は、感情的な面もあり、なかなか難しい状況や、公共下水道事業会計の健全性の確保のためにも、民民で片づけるのではなく、市がこの規定に基づき、積極的に地権者と交渉し、解決を図る努力をすべきであると考えますが、所見を伺います。

一方、市街化区域で管路整備が終わった地域に隣接する調整区域におきましては、宅地開発等が行われた場合、申請に基づき、区域外流入を認めております。要するに、調整区域の住宅でも公共下水道に連結できるのでございます。

ここには、2つの疑問を感じます。1つは、一方では、都市計画税を払い、負担金もとられているのに下水道は引けない、一方は、都市計画税は払っていなくても下水道が引ける、こんな不公平なことがあっていいのでしょうか。

2つ目は調整区域なので、都市計画税を払わなくて済むので、将来に向け、土地の割安感が生じ、その結果、近年、農地転用許可の件数、あるいは面積ともに市街化区域より調整区域のほうが多いという、都市計画法上何とも不都合な、かつ矛盾した現象が生じており、これも中心部の空洞化と地価の下落の一因にもなっていると考えております。また、

市長が主張されるコンパクトシティ構想にも反するものでございます。

そこで、調整区域での宅地開発等には、公共下水道管渠への連結は認めるべきではないと考えますが、いかがでございましょうか。

さらに、一部地域では、既成事実として、地域の大半が、区域外流入を実施しているところがございますが、私は、このような地域の一定割合以上が宅地化され、区域外流入がなされている地域は、市街化区域に編入させるべきではないかと考えております。

さきに述べましたように、不公平感がなくなる上、都市計画税も入ることになり、財政面でも寄与することになりますが、執行部の考えをお伺いします。

3点目は、公園の遊具の整備についてでございます。

友人がお孫さんを連れて向島運動公園に行くと、きれいで立派な遊具が整備されていた、それが、お孫さんの目にとまり、その遊具で遊びたいと言うので近づいてみると、直径約10センチほどのシールが張ってあって、6歳から12歳までの子ども用と記してあったようでございます。お孫さんは6歳になっていないため、孫を説得するのに苦労したと友人は語っておりましたが、その後、私の家族が天神山公園で同じ経験をいたしました。その遊具は、向島公園と全く同じものでございます。向島公園には、別にブランコもありましたので、お孫さんの気をそらすこともできたようですが、天神山公園には、その巨大な遊具しかなく、あきらめさせるのに苦労したようでございます。また、広場の中央に設置されているので、かけっこもできないありさまでございます。

6歳から12歳といえば小学生ですが、今日、小学生が公園の遊具で遊ぶために、公園に行くでしょうか。公園に行くとすれば、サッカーをするか、キャッチボールをするか、野球をするかではないでしょうか。それも、向島運動公園や天神山公園のような、割と不便なところなんです。

先日の市民体育祭の折、向島運動公園に行ってみましたが、小さなお子さんを連れてお母さんがブランコで遊んでおられました。私は声をかけ、意見を聞いてみましたが、やはり、幼児用遊具の充実を希望しておられました。一方、周辺に小学生は見当たらず、もちろん、小学生の遊具には無人でございました。そこで、どのような考えのもとに、このような遊具を整備されたのか、お伺いをいたします。

次に、例示として地元のことを取り上げてまことに恐縮でございますが、前小路公園に設置されていた遊具の一つが、劣化により危険との理由で撤去されました。他地区の公園の同じ遊具も同時期に撤去されたようでございます。しかし、その後、後継の遊具は設置されたわけではございません。そこで、地区公園の遊具等の整備計画はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。御答弁、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、まず最初に、市主催による戦没者慰霊祭の実施についての御質問にお答えいたします。

戦没者に対する慰霊祭につきましては、県内13市のうちで市主催の追悼式を毎年行っている市が7市ございますので、昨年と本年度、市主催で実施された7市を市職員に視察調査いたさせました。その結果、7市とも無宗教、献花方式等で追悼式を挙行されておりました。

御質問の関係団体との協議についてでございますが、過日、他市の状況等を踏まえ、これまで長きにわたり招魂祭を主催しておられる防府市護国神社奉賛会及び自治会連合会役員の方々の御意向を伺いましたところ、自治会連合会の中で、大多数の方々からの賛同を得ていること、また、戦争の悲惨さを二度と起こしてはならないという万人普遍の恒久平和の願いのもと、防府市護国神社奉賛会による招魂祭が遺族会や市民に定着している現状を踏まえ、当分の間は、従前どおり実施してまいりたいとの御意向でございました。今後、関係諸団体の皆様との協議を続け、その上で、御理解と御協力が得られれば、市主催による追悼式を実施してまいりたいと存じます。

次に、公園の遊具の整備についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の向島運動公園、天神山公園などの遊具についての御質問でございますが、本市では、平成22年4月1日現在、都市公園、児童遊園、開発広場など、95カ所の施設に、計252基の遊具を設置しております。特に、天神山公園、桑山公園、向島運動公園、大平山山頂公園など、比較的規模が大きく、多くの市民が利用できる公園につきましては、一つの遊具でさまざまな遊びが体験できる複合遊具を設置する方針としております。

その中で、昨年は、向島運動公園と天神山公園に、新しい複合遊具を設置したところでございますが、いずれも、桑山公園等に設置されている遊具と同様に、遊びの内容は6歳から12歳を対象としたものでございます。

議員御指摘のとおり、向島運動公園には、複合遊具のほかにブランコや滑り台などの遊具も設置しておりますが、天神山公園については、複合遊具以外の遊具は設置しておりません。

また、いずれの複合遊具にも、6歳から12歳という年齢を表示したシールを張っておりますが、あくまでも、遊びの対象年齢を示したものでありまして、6歳以下の子どもたちであっても、大人の方が一緒であれば、安全に使用していただける遊具でございます。

公園は、子どもたちが遊びを通してさまざまなことを学び、子どもたちの成長に欠かせない遊び場でございます。したがって、今後も、だれもが安心して遊ぶことのできる公園づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の老朽化により撤去された遊具の更新についての御質問でございますが、現在、公園等に設置されている遊具の半数は、設置後、20年以上が経過しており、老朽化が進んでいる状況にあります。そのため、設置年数を考慮した更新計画を策定しておりますが、さらなる安全・安心の観点から、毎年1回、専門業者による安全点検を実施し、その結果をもとに、更新計画の見直しを行いながら、遊具の更新に努めているところでございます。

したがって、今後も遊具を更新する際には、安全点検の結果や更新計画に基づき、また、公園を利用される地域の方々の御要望もお聞きしながら進めてまいりたいと考えておりますので、お願いいたします。

残余の御質問につきましては、土木都市建設部理事より答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） それでは、まず、市主催の戦没者慰霊祭の件から再質問をさせていただきます。

まず、今、市長さんの答弁では、奉賛会あるいは自治会の役員と協議をされたということですが、遺族会の役員とは協議をされたのかどうかお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 遺族会の方とは、昨年協議をいたしております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 何とも不思議なんですね、昨年やったからそれで終わりじゃなくて、年々遺族会も年齢が高くなっておりますし、あるいは、徐々に会員も減ってきている、去年もたしか自治会というか、奉賛会の人には聞かれたようですが、なぜ同じように遺族会の方とも話し合いをしていらっしゃるのか、大変奇異に感じます。

それはそうとして、ちょっと話が別の方向に行くかもしれませんが、奉賛会には、市社会福祉協議会常務理事が参与として参画をされているようでございます。社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき社会福祉に関する事業を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体でございますが、協議会の役員が、社会福祉、地域福祉とは全く関係ない護国神社奉賛会という団体に籍を置くことは好ましくないと、私は考えますが、執行部の見解をお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 確かに、社会福祉協議会の役員であります常務理事が参与として参画しております。これは、過去の経緯からによるものであらうと思ひまして、現在は名義のみでございまして、実質的な関与はないというふう聞いております。

したがひまして、社会福祉協議会に見直し等を要望していきたくて考えております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） ぜひ、早急に見直しをしていただくようお願いをしておきます。

そして、この奉賛会の事務局は、市文化福社会館、福祉センター内に置くというふうには規約上ではなっております。このことに関しては、先日、木村議員の質問に関連して、質問させていただきませんが、まず、事務局については、過去、憲法89条に照らして問題があるとして、市役所から福祉センターに移転しているようでございますが、福祉センターも市の財産である以上、憲法に照らし、奉賛会が使用することに問題がありはしないかと考えますが、見解をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 福祉センターの管理運営につきましては、市の施設であるとはいひましても、社会福祉協議会のほうへお願いいたしておるところでございます。

護国神社奉賛会の事務局が、今、福祉センターの中にございますのは、他の各種福祉団体との均衡、また社会福祉協議会と護国神社奉賛会の昔からの経緯から、今の状況になっているものと考えております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） お言葉を返すようですが、他の団体とは、先日の答弁では老人クラブとかいうことだったと思ひますが、老人クラブと宗教的色彩を持っている護国神社奉賛会とは、性格が全く異なるというふうに、まず思っておりますが、そこでお尋ねをいたしますが、福祉センターは、すべて社会福祉協議会に任せていると、こうおっしゃいましたが、そういう無責任なことではいけません。あくまで、福祉センターは、市の財産であるはずでございます。

そこでお尋ねしますが、福祉センターは、行政財産ですか、普通財産ですか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 行政財産と考えております。（後刻訂正あり）

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 行政財産ということのようでございますが、行政財産を市の社会福祉協議会に貸して、そして、それを社会福祉協議会は、護国神社奉賛会に又貸しをしているということに理解をせざるを得ませんが、行政財産であるならば、財務規則

153条の4項で、転貸は——転貸イコール又貸しですが、禁止をされているというふうに理解をしますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） いろいろ考え方はございますが、まず、この福祉センターができたときの経緯から申し上げますと、防府市福祉センター、これは昭和47年に福祉の拠点として社会福祉協議会が事務所などに使用するために、みずからの資金で建設されたものでございます。

その後、建物の一体管理ということで、市に移管されましたが、その目的そのものは変わっておりません。ということで、又貸しということはございまいしょうが、もともとあそこに福祉センター、社会福祉協議会の中に護国神社奉賛会の事務局があったということもございまして、そこに今入っていただいているということで御理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 条例に照らして、私はどうかという質問をしているわけですが、それでは、監査委員さんにお尋ねをいたしますが、あくまで、経緯はどうであれ、福祉センターは防府市の財産でございます。そして、社会福祉協議会に貸されておるわけですが、社会福祉協議会が護国神社奉賛会に転貸をしているというのは、財務規則に照らしてどう思われるか、お伺いします。

○議長（行重 延昭君） 監査委員。

○監査委員（和田 康夫君） 監査のほうとしましては、当然、条例なり、規則なり、そういったものに照らして、それに沿った運営がされているかどうかということ判断の基準にしながら、しております。今、いろいろとお話をお聞きしましたが、もっと、今時点で監査のほうからこうだというふうな判断は、ちょっといたしかねるかなというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） なかなか立場上、ちゃんとしたことが言えないということは十分理解をいたします。

そこで、確認ですが、先日の部長答弁で、使用料については、条例がないから取れないという趣旨の答弁をされたと記憶をいたしておりますが、間違いございませんか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 条例はございません。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 私が市の例規集をめくってみましたところ、行政財産ということですから、行政財産使用料徴収に関する条例というのがありまして、1項では小・中学校の体育館、あるいは運動場の使用料、2項に、その他の使用料について原価の何%というような形で記載をされておりますが、この条例は、御存じでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） その条例は知っております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） だとすれば、立派に根拠条例はあるんであって、取らないほうがおかしいというふうに考えますが、答弁をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 先ほども申し上げておりますように、随分と昔からの経緯がございます。その辺を真っさらにして云々ということは、なかなか難しいというふうに申し上げるしか、今のところはないということでございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 先ほどから答弁をお伺いしておりますと、まあまあ、なあなあで行政がなされているように思えますが、そういうことでいいことではないというふうに思います。原点に戻りまして、市の施設をこういう団体に貸すことそのものが、憲法89条に抵触するのではないかという疑問を持っております。そういう原点に立ち返りますと、使用料、あるいは又貸しという以前に、場所を移っていただく、市とは関係ないところに移っていただくということが筋であろうかというふうに思いますので、早急に検討されて、善処をしていただくよう申し上げておきます。

そこで、奉賛会といいましても、実質、自治会連合会でございますが、市が慰霊祭を実施すれば、身も軽くなるし、肩の荷もおりるはずですが、かたくなに拒否される理由は、先ほどちょっと市長さんのほうから答弁をいただきましたが、どうも私は納得ができません。これほど市がやってもいいよとおっしゃるのであれば、ありがたいと言って、市で頼むでと言われるのが筋だと思いますが、本心は、なぜ奉賛会が続けてやろうとされる、本心は何なのか、ちょっとお伺いしてみたいというふうに思います。

一般的には、ありがとう、市でやっておくれというのが、単位自治会にも迷惑をかけていることすし、寄附金の収納率も下がっている、こういう状態で、お先は余り明るくない状態ですから、本来なら、ありがたいとおっしゃって当たり前だと思うのですが、そうでないという、本心は何だというふうにお考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 奉賛会のお考えですから、私どもにはちょっとわかりません。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 奉賛会といいますが、実質、お伺いになったのは、自治会の方、兼務でしておられる自治会の方でしょうか、私も単位自治会の会長をやっておりますから、自治会の場で、自治会の立場で、また連合会の中で討議をしてみたいというふうに思いますが、どうしても、市でなく任意の団体である奉賛会の主催で招魂祭を挙げたいのならば、それも結構ですけれども、憲法20条の信教の自由に照らしましても、自治会を巻き込むべきではないというふうに考えます。この点については、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 自治会を巻き込むべきではないというような御質問なんでございますけれども、先日の木村議員の御質問にもお答えいたしましたように、一応、自治会の総意として行っていられるものと考えておりますので、行政のほうから自治会という任意の団体に対する、どうこうというようなお話はできかねますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 今、部長答弁では、自治会の総意という言葉が出まして、奇異に感じたんですが、決して自治会の総意ではございません。市内には5万3,000世帯ぐらいあるというふうに聞いておりますが、一応、奉賛会の予算では4万3,000世帯ぐらいを対象にして、そして、その77%程度が納めてもらっているという状態です。5万3,000世帯で割りますと、市内のすべての世帯からすると64%の収納率であって、これも毎年毎年下がっていているというのが状況でございます、繰越金を食いつぶしているという状態でございます。決して、全自治会の総意ではないということを、まず申し上げておきます。

また、来年度から防犯灯の電球の取り替えが有料となりそうでございます。自治会連合会には頑張ってもらわなきゃいけないのですが、なぜか、こういう招魂祭のほうに熱が入るのか、余り、文書を1通出して、その後、中国電力の改善を求めるといようなことは、さほどの動きはしておられないと、本来の自治会活動のほうに精魂を傾けていただきたいもんだなという思いもいたしておりますが、いずれにしましても、各単位自治会におきましては、その防犯灯の電球の球をかえるのに3,000円かかるとか、4,000円かかるとかいうふうに言われておりますが、1灯ならいいんですが、多いところは、それこそ

100灯ぐらいあるわけです。それも、年間に3分の1ぐらいは切れるということになりますと、3,000円かかりゃ約10万円もかかるわけです。

そういうふうな状態で、その金の工面に、来年からどうするかというようなところも多々ございます。今まで以上に寄附を拒否する自治会は増加するものというふうに、私は考えております。

一方、遺族会の会員も、この1年で父、母、妻のA会員が16名、兄弟姉妹のB会員が23名も減少しております。また、御案内のとおり、高齢化も進んできております。ある会員の方に伺ってみますと、例年、奉賛会にお世話になっているので、なかなか口に出しにくいですが、ぜひ、市主催の慰霊祭をしてほしいというふうにおっしゃってございました。また、自分も先が長くないので、市でやってもらって、安心して夫のところに行きたいというようなこともおっしゃってございました。再度、ぜひ、遺族会の方とも話し合いを進められ、答えを出していただきたいというふうに思います。

戦没者と一言で言いますが、望んで亡くなられたわけではなくて、国に殉じられたのであります。市民全員が畏敬の念と慰霊の心を表するには、御労苦を重ねられた御遺族の御慰労にもつながります。ぜひ、奉賛会幹部を説得し、あるいは、遺族会連合会の幹部の方ともお話をし、市主催で慰霊祭を挙行されるようお願いをして、この項の質問を終わります。

次に、公園の遊具についてでございます。

先ほど、市長さんの答弁では、一応、6歳から12歳の子どもさんが対象になっているということでございます。しかし、大人と一緒に使っていいんですよと、こういうお話でございました。しかし、現実の遊具は、ロッククライミングの分は大人がついて上がるわけにはいかんし、あるいは、滑り台を使おうとすると、非常に急な階段、70度ぐらいあるのではなかろうかと思われる階段を上っていかなければなりません。とても6歳以下の子どもでは上れませんし、親と一緒に上ろうとすると、抱っこして上がらなければならない、もし万が一のことがあったらどうするんだという懸念が浮かびます。ひよっとすると、万が一事故があったとき、市の対応は、多分、あの施設は6歳から12歳用です、大人が、あるいは幼児が使用するものではありませんと言われそうな気がします。

そこで伺いますが、もし大人と一緒に使用して、もし大人か子どもか、幼児か知りませんが、どちらかに事故があった場合は、どう対処されるおつもりか、お伺いします。

もう1点、あの巨大な遊具は、1カ所、設置費を含めて、どの程度の金額なのかもお尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、遊具を使用中に事故があった場合の大人とか、6歳以下の子どもに対してどういうふうに扱うかという、まず御質問でございますが、事故等が起きた場合に、そのまま個別にいろいろそのときの条件、いろいろな状況等、いろいろ変わってくると思います。そういう中で、また一つずつ、またその事故ごとに対応しなくてはいけないというふうには考えております。

それと、2点目の遊具の設置でございますが、向島運動公園で複合遊具の設置費が、合わせて1,400万円強です。それと、天神山の遊具につきましては、990万円強でございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） ありがとうございます。

私、まず1点目は、例えば、お子さんと親御さんが一緒に遊んでけがをした、もし万が一があったときには、決して6歳から12歳って書いておったじゃないかということは言いませんと回答があったというふうに理解をいたしておきます。

そして、もう1点は、今、驚きましたけど、向島運動公園が1,400万円、天神山公園が990万円と、500万円の差があるのは何か、私もよくわかりませんが、いずれにしても、大変な額です。費用対効果という言葉が、先日来、何度が出てきましたが、費用対効果からいたしますと、大変な矛盾がありはしないかなというような思いもしております。

先日、老人憩いの家で水洗化という話が出ましたが、洋式じゃなくて、水洗化もしていないというような話があって、1カ所300万円という話がありましたが、どちらが急ぐのか、向島運動公園1,400万円、天神山公園990万円、例えば、2,400万円なんなんとしております。はるかに老人憩いの家の水洗化のほうが優先度は高かったのではないかなというふうに思います。指摘をさせていただいております。

そして、同型の遊具は、大平山公園あるいは桑山公園にも設置されているようでございますが、大平山公園につきましては、親と子どもさんが、小学生も一緒にロープウェイに乗って行かれることもありまじょうし、あそこは結構、グラススキーといいますか、そういうようなこともあったりして、小学校の子どもも遊べるし、行ったついでにこういう遊具で遊ぶかなということで、それなりの設置の意義はわかりますが、桑山あるいは天神山、そして、向島というところには、余り、無用の長物と言え、言い過ぎかもしれませんが、どうかなという思いがしております。

山口市には維新公園、周南市には徳山動物園、あるいは永源山公園、宇部市には常盤公

園と、親御さんと幼児が、1日を楽しく過ごせる公園、遊園がございしますが、防府にはありません。市民からも子どもを連れて遊びにいける公園が少ないとの声をよく聞いております。公園には、もう少し幼児用の遊具を整備するなど、親と子が1日楽しく過ごせるよう改善をする気はないか、お伺いをいたします。

なお、天神山公園は、雑草が生い茂っていることを、老婆心ながらお伝えをしておきます。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） 確かに、先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、天神山公園に複合遊具を設置しております。そのスペースの中に、現在、幼児用の遊具というものを設置してございません。当然遊具を設置する場合には、その設置の環境というものを考慮しなくてはいけないということもあります。

昔から天神山公園につきましても遊具はたくさんあったというように聞いております。今後、その遊具の充実ということにつきましても、市の検討課題だというふうに考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 住んでよかった防府にするためにも、先ほど、山本議員も、乳幼児の医療費のこととか、いろいろな話が出ましたが、やはり、楽しく過ごせる、小さいお子さんと一緒に過ごせる場所も必要だと思います。ぜひ、検討していただき、計画的に整備をしていただくようお願いをいたしておきます。

地区公園の遊具施設につきましては、先ほどの答弁では、地区住民の意見要望も聞くということでございますので、ぜひ、何が、今の大型遊具も一緒ですけれども、ぜひ、利用者にしてみれば、どういうものが欲しいのかということをちゃんと把握した上で、整備をしていただくようお願いをいたして、この項の質問を終わらせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 次は、公共下水道事業のあり方について、土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（安田 憲生君） 次に、公共下水道事業のあり方についての御質問にお答えいたします。

負担金を徴収し、下水管敷設がおこなわれている地域対策についてでございますが、受益者負担金については、防府市都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例により、事業により築造される公共下水道の処理区域内の土地をお持ちの方が、原則として受益者となり、負担金をお支払いいただくことになっております。

また、条例上、その地域に下水道管渠が敷設された時点で受益が発生し、下水道に接続

しているかどうかにかかわらず、負担金が賦課されることになっております。私道への排水設備の敷設については、市がその道路に対して何ら権利を持っていない以上、基本的には市が関与できない問題であると考えます。

しかしながら、市としては、下水道の普及促進に努める必要があることから、私道への排水設備の敷設の申請が出ていない地域の方から相談があれば、接続に向けて法的な部分も含め、助言や調整等を行っております。

なお、議員御指摘の下水道法第11条の規定でございますけれども、株式会社ぎょうせいが出版し、下水道法令研究会が編集している逐条解説下水道法によれば、地方公共団体である市は適用を受けないことになっており、この規定に基づいて関係者と交渉するのは困難であると考えます。

今後も関係者の相談を受けながら、接続に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、制度の趣旨を御理解いただき、公共下水道の普及促進に御協力をしていただきますようお願い申し上げます。

次に、市街化区域に近接する調整区域での宅地開発に伴う公共下水道への接続の是非についてお答えをいたします。

市街化区域及び市街化調整区域の境と定められた道路に、下水道施設を整備したことにより発生する市街化調整区域からの汚水処理の接続、すなわち、区域外流入についてですけれども、市街化調整区域に生活される市民から、公共下水道に接続したい旨の申し出があった場合において、まず1つ目として、既存の公共下水道施設に余裕があり、流量的に可能であること、2つ目に、接続・流入のために必要となる施設の費用は、全額申し出者負担とすること、3つ目に、受益者負担金に該当いたします受益者分担金を納付することなどの条件が満足される場合には、公共下水道整備の目的が、「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資すること」であることから、防府市公共下水道区域外流入に関する要綱に基づき、接続することを審査・承諾するものとして取り扱っております。

このほかに、道路に管渠やマンホールなどの施設を設置する工事の実施に当たりましては、音や振動のほか、交通規制などを伴うことは不可避であり、道路沿線や周辺市民の方々の御理解・御協力を得て、実施をしております。

このように、同じ状況の御不便を与えて完成した下水道施設について、道路の片側は市街化区域であり、一方は調整区域であるケースの場合、区域が異なることだけを理由として接続を拒むことは、下水道整備の目的に一致しないものと考えております。

次に、地域の一定割合が宅地化した地域の市街化区域への編入についてでございますが、

隣接する開発など、ある程度まとまりのある地域で、基盤整備が完了した地域について、地域の方々からの要望があれば、線引き見直しの際に、都市計画の決定権者である山口県知事へ、市街化区域編入候補地として要望を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 今、答弁の中で、まず1点だけわからないことがあったんですが、こういう一定面積の、一定割合以上の区域外流入が認められる地域、要するに、住宅化が進んでいる地域ですが、そこを市街化区域に編入をすることについては、住民の要望があればというような答弁があったと思いますが、住民は要望しませんよ、都市計画税をわざわざとられるような要望をするわけではないんですよ。その点について、要望がなければできないのか、再度、御答弁をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） 今、要望があればというような表現で申し上げましたが、市街化区域区分の変更ということになりますと、当然ながら地元の意見を聞くということになります。その中で、地元の方の意見というものが、編入の中で重要な位置を占めるというように考えておりますので、地元の要望という言葉で表現したということでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） そこで、ちょっと市長さんにお尋ねをいたしますが、今、るる、部長さんあたりと、あるいは理事さんと議論を重ねておるわけですが、都市計画税を払い、受益者負担金も払い、目の前に管渠が来ているのに、下水道につなげない、一方では、調整区域なのに、下水道がつなげていると、この不公平さというか、矛盾について、市長の立場ではなく、その人の立場に立って、市長さんはどのように思われるか、お尋ねをしてみたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 土井議員のお考えと私の考えは、全く一緒であります。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） どうもありがとうございました。全く一般の市民からしたらそうなんですよね。ですから、くどいように申し上げますが、ぜひ、市民の立場に立って、市が積極的に前に出て、地権者と交渉して解決すべきだというふうに思います。

そこで、もう1点、お尋ねをしますが、公共下水道の認可区域の決定は、どのような時点でなされているのかをお尋ねします。と申しますのは、仄聞するところによりますと、認可区域の決定により合併処理浄化槽の補助金がもらえなくなるということのようですし、また、決定はしたは、かなり長期間待っても公共下水道が来る気配がないというようなことで、にっちもさっちもいかんというようなことを住民の人の声として聞いたことがあります。そういう観点から、下水道の認可区域の決定は、どういうふうな時点でなされているのか、もし、3年も5年も先でないとか来ないというのであれば、もう少し管路が進んだり、あと一、二年で公共下水が行くよというようになって初めて、認可区域の決定をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（安田 憲生君） 流れから言いましたら、認可区域の決定をした後に、負担金との関係で言いますけれども、その後に、下水道事業の供用開始区域の決定公告というのを打ちます、工事の進捗状況に応じて。その後に、受益者負担金の賦課対象区域の決定を公告します。これは、毎年、前年度の3月31日に供用開始した区域をまとめて、毎年1回、10月1日に公告を行っております。こういう流れになります。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） ですから、私がお伺いしているのは、認可区域の決定は、およそ自分の家の前に、管路が引かれる、何年ぐらい前になされるのかということ具体的にお尋ねしているんです。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、認可区域の決定という考え方でございますが、認可区域を決定するに当たりましては、およそ5年程度を整備の目安として、区域を設定しております。

大きく区域を取り込むということがありますと、先ほど議員が言われましたように、この認可区域の中では、合併浄化槽の補助も出なくなるというようなこともありますので、実現可能な区域ということで、絞って認可区域を設定しているということでございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 市民の人からしてみれば、認可区域の決定がなされたでと、さあそろそろ下水が来るでと、準備せんにゃあのと、こういうようなことになろうと思いません。期待が外れないぐらいの期間の中で、認可区域の決定はするように努力をしていただきたい。忘れたころに下水が来そうなということじゃないような形にしていきたいということをおし上げておきます。

最後になりますが、要するに、先ほど申し上げましたが、市長さんには、ぜひ市民の立場に立って、不公平感がないように、表に出て、そういう私権利の土地についても、その地権者の人と積極的に交渉して、誠心誠意交渉して、そういうことが、解決が図れるように、努力をしていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

このためには、地権者の主張も、あるいはのまなきやいけないというか、受けとめなければならないというようなこともあろうかと思いますが、不公平感をぬぐうためには、仕方ないものというふうに思っております。

また、市長さんは、聖域なき行政改革を主張されておりますが、財政改革というのは、入りを図ると同時に、出るを制するのが常道でございます。ややもすると、今までは出るを制すというところに主眼が置かれていたかと思いますが、そういう一定割合以上、都市化が進んでいるところにあっては、市街化区域に編入することによって、税収も、都市計画税も上がるわけですから、そして、もう一方では、開発の抑止にも、調整区域は本来開発が抑止されるべき場所ですから、開発が抑止をされ、ひいては、まちなかの空洞化、ドーナツ化現象という言葉もありますが、そういうものが阻止をされるわけですから、積極的に、そういう、一定以上は市街化区域にしてもおかしくはないという調整区域については、編入への努力を県にも働きをかけていただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 土井議員の御質問の中で、福祉センターが普通財産、あるいは行政財産というお話がございまして、私はあの状況から見て、行政財産というふうにお答え申し上げました。それに伴った議員さんの質問もまた続いたわけですが、大変申しわけないんですが、あそこは普通財産でございました。おわびして訂正いたします。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 普通財産と言われると、質問がちょっと変わるんですけども、普通財産であればあったで、要するに、転貸の禁止は財務規則の155条第6項第2号によって、転貸の禁止はあるんですよ。まずそれが1点。そして、貸付料を取る条例がないということですが、普通財産であれば、財務規則の157条で貸付料は取るルールが決められているんです、条例はないことはないんです。そのことを、あえて付言させていただいて、終わります。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、2番、土井議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、24番、山下議員。

〔24番 山下 和明君 登壇〕

○24番（山下 和明君） お疲れでございます。最後の登壇です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告の順に従って質問させていただきます。

最初は、防府競輪場施設のバリアフリーについてであります。

防府競輪は、開設61周年を迎え、記念レースが9月11日から9月14日の間、本場で、今、開催されております。また、来年の10月には、「おいでませ！山口国体」が開催の運びで、自転車競技は10月5日から10月8日の間、防府競輪場で競技が行われ、多くの自転車競技関係者やファンも訪れることが予想されます。

同施設も古くなっていますので、防府競輪場施設のバリアフリーについてお尋ねをいたします。

通常の競輪開催日には、1日800人から1,000の方が本場に集ってこられていますが、中には、昔からのファンで、年配の方々も多く、一方では、顔なじみの友人に再会できる憩いの場にもなっているようでもあります。しかし、競輪場施設は、高齢者や障害のある方、車いす等の方にとっては、移動において施設がバリアフリー化されていないため、利用者から改善を求める声を伺ったところであります。

早速、8月17日に、競輪場施設を局長と一緒に案内を受け、指摘された箇所を点検いたしました。駐輪場、自転車置き場です。駐輪場については、屋根つきで整備されていますが、東側の障害者用駐車場は2台分だけで、しかも、お粗末な白線で描かれているだけであります。本場から入場口の近い東側の駐車場から先に埋まるので、満車になれば、下段の離れた駐車場にとめなければなりません。障害のある方や車いす利用者にとっては、坂道や階段を上ることは、補助者がついていても大変困難であります。

そこでお尋ねいたします。東側の入場口の近い駐車場に、障害のある方や高齢者を同乗してこられる車両の乗降スペースを確保できないものか、あわせて障害者用駐車場の増設ができないものか、お伺いいたします。

場内での観戦は、中央広場や休憩施設の1階のテレビモニターでレース観戦できますが、メインスタンドは階段に手すりが設置されていませんが、階段用手すりの設置については、いかがでしょうか。また東側の入場口付近では段差もあり、早期の改善が急がれる箇所もあります。

来年は、国体の自転車競技が本場で開催されますが、全国各地から自転車競技のファンや関係者が来訪されることは必至であります。それまでに、バリアフリーの整備をされる

ことが望めます。高度なバリアフリー化した新しい施設整備ではなく、最低限の施設改良を求めたいのですが、施設管理者としての対応はどう考えておられるのか、お伺いいたします。

次は、家族介護支援施策、在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業についてであります。

この事業は、低所得世帯に属する在宅の寝たきり高齢者、在宅の認知症高齢者等及びその介護者に対し、紙おむつ及び尿とりパッドを支給することで、日常生活の便宜を図るとともに、経済的負担を軽減し、在宅高齢者の自立助長と介護者の介護を容易にすることを目的としております。紙おむつ及び尿とりパッドの支給対象は、1として、介護保険法に定める要介護4、5と認定された者、2として、市内に居住する常時失禁状態で、排泄のたびにおむつの交換が必要な者、3として、同居者全員が住民税非課税世帯に属する者のいずれにも該当する者を常時在宅介護している住民税非課税世帯に属する主たる家族介護者に対し、年間10万円相当分の紙おむつ引換券が給付されています。

もう一方は、在宅で、常時失禁状態にあると認められる65歳以上の高齢者または65歳未満で要介護、要支援の認定を受けている者で、同居者全員が住民税非課税世帯である者に対し、年間4万円相当分の紙おむつ引換券が支給されております。

同事業の中身は、2種類の形態がとられているところであります。在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業は、経済的負担の軽減を目的としていますが、特別養護老人ホームなどの福祉3施設に入所されている紙おむつ使用者に対しては、介護保険法によって利用料として紙おむつは1割負担で済むこととなります。また、特養等の施設入所者で紙おむつを使用する者には、住民税が非課税、課税世帯であっても負担は分かれておらず、1割負担で済みます。

ここで紙おむつが必要な方の負担を参考に申しますと、1枚が200円程度の紙おむつを平均して1日4回から5回交換されます。日に5回交換すれば、1日1,000円相当の負担になり、1カ月で3万円、年間にすれば36万円の紙おむつにかかる経費が必要となるわけで、同給付事業の対象となっても年間10万円か4万円の給付ですから、残りの差し引いた26万円、または32万円は、紙おむつ購入経費が自己負担となります。しかし、特養等の施設入所であれば1割負担として計算すれば、年間3万6,000円程度で済むこととなります。実態は、施設入所を望んでおられる方も多くおられますが、在宅で待つ、待機者状態は、議会で取り上げましたが、依然として改善しないことも御承知のこととあります。

そこでお尋ねをいたします。在宅と施設では、紙おむつに負担が大きく異なります。在宅支援として、紙おむつ給付事業の紙おむつ給付券の支給額を引き上げることはできない

ものか、お伺いたします。

2点目は、前段で申しましたが、同事業の紙おむつ給付は、経済的支援が目的であり、住民税が非課税世帯である者に限られています。しかし、紙おむつ給付の対象になるかならないかは、住民税が非課税世帯か課税世帯かで分けていますが、医療または配偶者控除等によって、その境目は微妙な線が引かれていると考えます。また、施設入所者であれば、課税であれ、非課税世帯であれ、紙おむつ負担は1割となります。そこで、世帯に住民税課税者がいても、本人が非課税であれば、対象に加えることができないものか、または、年間2万円相当分の新たな紙おむつ給付枠を設け、住民税課税世帯であっても給付対象としていく在宅介護への支援策は組めないものかお伺いたします。

以上で、壇上にての質問は終わります。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず最初に、競輪場施設についての御質問でございますが、議員御指摘のとおり、競輪ファンの高齢化が進む中、競輪場内の各施設や駐車場等におけるバリアフリーにつきましては、現在、十分な整備が行き届いている状況ではございません。競輪施行者といたしましては、競輪場に足を運んでくださるファンの皆様には、快適な空間で競輪を楽しんでいただけるよう、施設整備ができればと思っているところでございますが、競輪事業を取り巻く環境が非常に厳しい状況下でありまして、実施に至っていないのが実情でございます。

このような中、来年5月には、我が国最高峰のプロ自転車競技大会であります全日本プロ選手権自転車競技大会、及び全日本プロ選手権記念競輪が防府競輪場で開催されることが決定いたしましたところでございます。

また、議員御案内のとおり、来年10月に開催されます「おいでませ！山口国体」では、自転車競技が実施されることになっておりますが、これらの大会には、県内外からの多くの来場者が見込まれるところでございます。

御質問の競輪場施設の整備につきましては、エレベーター設置などの大規模な改修は困難な状況でございますが、障害者用駐車場の整備、入場口付近の段差の解消、あるいは階段の手すりの設置につきましては、早期に整備してまいりたいと考えております。

また、障害のある方や高齢者を同乗して来られる車両の乗降スペースの確保、及び障害者用駐車場の増設につきましては、現在、東入場口に近い駐車場を利用されている多くの高齢者の方の駐車スペースが大幅に減少することになりますので、駐車場の再編を含め検討してまいりたいと考えております。

今後、競輪事業の運営は、ますます厳しくなることが予想されますが、少しでも収益の確保につながるよう、魅力あるファンサービスを実施するとともに、ファンの皆様に競輪場でゆっくりと楽しんでいただけるよう、環境の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様には、引き続き、御協力、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、在宅寝たきり高齢者などの紙おむつ給付事業についての御質問にお答えいたします。

防府市在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業は、所得の低い世帯において、在宅で寝たきりや認知症のある高齢者など、あるいは、その介護者に対して、紙おむつなどを給付することにより、経済的負担を軽減し、日常生活の安定を図るとともに、高齢者の自立の支援と介護者の介護を容易にすることを目的として実施いたしております。

低所得世帯に属する高齢者などの基準につきましては、従来から対象となる高齢者などが住民税非課税世帯であるかどうかを基準としているところでございますが、県内で同様の事業を実施している各市においても、大半の市において、住民税非課税世帯を対象として実施されております。

また、支給金額につきましても、該当者のうち介護4、5の認定者の介護者に、最大年間10万円、それ以外の方に最大4万円という額は、他市と比べて遜色のない額と考えております。しかしながら、在宅での高齢者介護は、介護保険サービスを利用してもなお、御家族の御労苦は絶えるものではございません。

そこで、別の事業として、在宅での介護の労を慰労することを目的としまして、所得制限を設けず、要介護3以上の高齢者を在宅介護されている御家庭には、年額4万円の介護見舞金を支給する事業を実施いたしておりますが、来年度には、これを2万円増額して6万円に増額するべく、市民の皆様にお約束いたしているところでございます。

こうしたことから、議員御質問の在宅寝たきりの高齢者等紙おむつ給付事業の拡大につきましては、現状どおりといたしたく、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） それでは先に、防府競輪場のバリアフリーについてですけれども、再質問いたします。

先ほど、入場口の段差、また、障害者用の駐車場、それと、メインスタンドの階段の手すりだと思いますけれども、その部分の手すりについては、早期に整備をしていくということでありました。

本場の観戦を楽しみにしておられる御年配の割合が、年々増えておるのが実態であるようでありますので、早期の整備、よろしくお願いをしたいと思います。先日の藤本議員の一般質問でも、山口国体を受け入れる姿勢として、松浦市長は、防府市を発信するよい機会だということで、おもてなしの心でいきたいと、発言をされておるわけでありますが、障害のある方、また車いすの利用者のための乗降スペース、具体的に申しますと、ルルサスと同居しております図書館、ここを利用する方々の中に、障害のある方のために、今、昨年度の事業で、植え込み部分、あれ県道ですかね、植え込みの部分を改良して、昨年度、こういった方々のために乗降スペースを確保しておられるわけであります。そうした方々のための乗降スペースと、先ほど壇上でも申しましたけれども、障害者用の駐車場っていうのが、東側は2台分しかありませんので、先ほど増設ということをお願いしたわけでありますが、これらの整備については、山口国体までには整備されるのかどうなのか、お伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） 現在、お客様で障害のある方、あるいは車いすを利用される方には、大変御迷惑をかけているところでございますが、自動車からの乗降スペースの確保につきましては、国体までには整備してまいりたいと考えております。

以上でございます。駐車場につきましても、考えております。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 前向きな答弁というより、実態が余りにも、ここまでよく整備してこなかったかなというような感じなわけでありますけれども、先ほど答弁でも市長が申されましたけれども、競輪事業の収益金は、自主財源として、福祉や地域整備に有効活用されてきましたけれど、社会情勢によって、全国でも年々売り上げが減少し、競輪事業の経営は悪化しております。経営改善ができずに、同事業から撤退を余儀なくしていく競輪施行者もあるわけであります。全国で今、開催しているのは46場でありますが、その方向性は、厳しいものがあるようであります。また、国の事業仕分けによって、JKAの補助金の使途について、同事業の厳しい条件が取りざたされている昨今でもあるわけであります。

防府競輪においても、同様の経営環境があることも承知、また理解もしておりますので、新しい施設整備の要望ではなく、「おいでませ！山口国体」にあわせて、おもてなしの思いで最低限の施設整備を、改善を求めておきます。この項については終わります。

次に、紙おむつ給付事業の実績一覧を参考にいたしますと、平成18年度から、この事業は特別会計に移行しております。それまでは、一般会計ということで、平成16年度か

ら、予算また決算を参考に申しますと、平成16年度では紙おむつ給付事業は、予算が1,200万円、決算額は837万円、17年度は1,060万円、決算は854万円、18年度、特会に移行してですけれども、予算が1,100万円、そして、決算額が711万5,000円、19年度も同じく1,100万円、そして、決算では677万円、平成20年度は同じく予算は1,100万円、そして、決算額は679万円、21年度は、がくっと予算が減りまして、250万円ぐらい減っております、774万円、そして、決算額は737万円、そして、平成20年度、本年度については800万円と、こういった額になっておりますが、高齢者人口も増加しております。同じく、介護認定者も年々増え続けている中に、この同事業の紙おむつ給付は、増えて、私は当然だと思っておるんですが、給付実績が横ばいになっております。決算額を見ても700万円前後になっております。どうして、給付実績が伸びていかないのか、関係者に周知が足りないのではないかと考えますが、この要因についてお伺いしたいと思います。

また、具体的に、同事業の給付対象人数についてもお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 確かに、今、おっしゃいましたように、金額的には700万円で推移しております。対象者も200名前後ということになっております。これにつきましては、市広報等で周知をしておるつもりでございますが、知らない方がおられるのかもしれない。これは、いわゆる、決して門戸を狭めているわけじゃなくて、対象になられる方は、すべて対象としてお払いするというか、券をお渡ししますが、少ないということになれば、今からまたどういうふうな方法で周知していくか、これまた担当のほうと一生懸命考えさせてもらいたいと思います。だから、決して拒んでおるわけではないということだけは申し上げておきたいと思います。

それと、いわゆる人数でございますけれども、18年度が4万円の券の方が181名です。10万円の方が48名、それと、19年度が4万円が167名の、10万円が33、20年度が4万円が168の、10万円が29、21年度が4万円が181の、41、22年度が、これはもう第1回目が、いわゆる配っておりますので、金額的には、まだ少ないんですけど、人数的には、4万円支給が169で、10万円支給が45というふうな流れになっております。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 今、具体的なこの同事業の給付対象の人数伺いましたけれども、200人から220人程度が推移をしているということでありまして、先ほど申しましたように、高齢者人口、そして、介護認定者も年々増加しているわけですから、この事

業だけが横ばいになっている、そういった推移にあるということの、その要因について、はっきりした御回答がなかったわけでありますので、この際、調査をしていただくなり、また関係者に周知が足りないという分析が出ましたら、力を入れてよろしくお願いをしたいと思います。

先に、次の質問をしますけれども、先ほど答弁の中に、来年度から介護見舞金の増額ということで、これは市長の公約として、それを受けて行っていくものなのか、その点についてお伺いします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） これは市長の公約を実行するというところでございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） この公約というのは、以前からの公約、それとも、このたびの市長選挙の公約を、こういった形で反映をしていこうとされたのか、その点についてお伺いします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 在宅で介護されておられる方々の御負担というものは、大変大きいものがあるということ認識しております、以前から4万円というほんの気持ちのことでございますけれども、それでいろいろな形でのお役に立てていただきたいと、このように思っていたわけですが、さらに、もう少々増額を、ぜひいたしたいというのが、私の強い思いでもございまして、今回の選挙に臨むに当たりまして、いろいろな公約を打ち出していく中の一つに掲げさせていただいたわけでございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 介護見舞金4万円を来年度から6万円に増額することによって、紙おむつ給付事業を、先ほど私は拡大をしてくれとお願いしたんですけれども、残念なことに、拡大する考えがないということで、とても残念であるわけでありますが、介護見舞金を2万円増額となりますと、どの程度の財源が必要となるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 2万円の増額じゃなくて、新しくまたつくるという考え方でよろしいでしょうか……。2万円の増額、介護のいわゆるおむつ支給事業を2万円増額と。（「介護見舞金」と呼ぶ者あり）これは、大体対象者が300人から350人ぐらいおられますから、700万円弱は増えてまいります。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 700万円の財源が、ずっと政策が拡充をされるということではありますが、市長、強い思い、また、市長の肝いりといいたいまいしょうか、介護見舞金は、すんなり拡充されていくようではありますが、県内他市では、この介護見舞金については、どう取り組んでおられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 防府市と同等が、防府市が一番いいです、4万円ですか、介護見舞金が4万円、それで、山陽小野田が2万円、それと、下松が3万円、あとはいりません。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 13市中、今この介護見舞金の制度については、維持しているのは13市中3市であるということであるわけでもあります。その3市の中では、一番いい位置を示しているということだろうと思いますけれども、この介護見舞金というのは、OB議員でもあります、先輩でもある広石さんのときから、他市ではこの事業については廃止するという中、介護見舞金の維持、拡充というものは、求めてきた経緯があるわけがありますので、私としては、増額は、それはそれで認めてもよいのではないかとお思います。

先ほど壇上で、詳しく紙おむつにかかる経費等を申しましたけれど、紙おむつが必要な高齢者家族にとっては、大変な大きな負担にあることについて、どのように受けとめておられるのか、部長に問います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 確かに、1枚200円の紙おむつを5枚使えば年間36万円程度かかります。金額にもよりますが、それはそれといたしまして、在宅の場合はそうかかるけれども、例えば、施設に入れば介護保険の1割というのも正しゅうございます、当然のことです。

ただ、こういうことを言っていていいか悪いかわかりませんが、施設に入れば、それは、確かに1割でおしめは使えますけれども、食費あるいは居住費等々かかってまいりまして、6万円とか7万円とかが介護保険以外にもかかってくるわけでございまして、施設にお入りの方は、それなりのまた金銭の負担というのはございます。

だから、確かに家で面倒を、介護されるというのは大変ですけれども、施設に入れば入ったなりに大変ということで、ある程度、どちらのほうに行かれても出費はいたし方ないのかなというふうにお考えます。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 衣食住というのは、施設に入っておられようが、在宅であろうが、かかる、人間生きていくためにですね。しかし、先ほど申しましたように、紙おむつの必要な方にとっては、これは必需品であるわけでありまして。そういったことで、施設におられる方が、経費が、食費等々がかかるからとかではなくて、やはり、施設であれ、在宅であれ、介護をそういった方々を抱える家族にとっては、やはり大変な負担があるのも事実であります。

この事業につきましては、平成20年の12月議会でも取り上げておるんですね。それほど、この案件については、相談があるわけでありまして。そこで、住民税が非課税世帯か課税世帯かで線が引かれておりますけれども、そうしたことによる苦情等は、不満の声が届いているのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） そこまでの不満というのが、私の耳までには届いておりませんが、私も昔から、担当のほうからやってきたことがありますので、多少の不満は担当のほうには来ておるのではないかなというふうには思っています。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） そういった方々の声もしっかり、積極的に聞いていこうというか、そうした時間も割いていただきたいなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

紙おむつ給付事業は、各自治体によって取り組みはさまざまありますが、県内他市の中で、この住民税が非課税、課税を対象としていない市はどこなのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 一覧表で見ますと、光市と柳井市ですか、これは一応非課税ということではございません。ほかは非課税でございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 柳井市につきましては、これは、要するに住民税が非課税世帯、または課税世帯では分けておりません。ここは、1カ月当たり6,250円を上限ということで、年計算しますと、7万5,000円相当分の現物支給となっております。

光市につきましては、これは要介護4、5の寝たきり高齢者に限るということですが、ここでは、市民税非課税世帯は、年7万2,000円、そして、市民税が課税世帯であったとしても、2分の1の3万6,000円、年間3万6,000円相当分が出てい

るわけであります。だから、13市の中でも、2市は、住民税が課税であれ、非課税であれ、そういう課税世帯においても、対象に取り組んでいるわけであります。

先ほどの介護見舞金につきましても、13市中3市しか、この事業を今、熱心に取り組んでいる市はないわけであります。ですから、他市がこうだ、ああだとかではなく、やはり、必要なところにはお願いをしたいわけであります。

最後に、市長にお伺いいたしますが、同事業は、経済的支援でもあり家族支援でもあります。紙おむつ経費は、年金暮らしの高齢者にとっては、大変な負担にあることを理解もしていただきたいのでありますが、本当に必要なところに、必要な財源を充てて、少しでも負担を軽減をしてあげることが、私は大事なのではないかと思うわけでありますが、いかがでありましょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私も、議員と、そういう趣旨においては、全く同じでございます。在宅の方々に住民税非課税世帯を対象に10万円、これは要介護度4、5の方々にございますが、それより低い方々には4万円ということで、紙おむつ代の支給をいたしておりますし、それで、足りない部分をとというのは、大変御無礼な言い方にもなろうかとも思いますが、在宅介護の御家庭に、4万円、現在お見舞金という形で支給をさせていただいております。その用途については、いろいろな使い方もあるかと思えます。それを、また2万円ほど増額をして、少しでも介護で頑張っておられる方々、あるいは、在宅で介護を受けておられる方々の一助になればという思いでございます。

いろいろなサービスメニューがあろうかと思うわけでございますが、また、いろいろ御意見などもお聞かせいただきながら、市政の中に反映させていきたいと思えますので、これからよろしくお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 冒頭申しましたように、紙おむつ給付事業の実績は700万円前後の実績が推移をしております。しかし、紙おむつ給付は拡充しない、現状どおりであると、市長の公約はすぐ対応できるが、先ほど、この事業の額、何ぼでしたかね、700万円――350人を対象に700万円ほど来年度から増額をするという御答弁でありましたが、私は、先ほど申しましたように、必要な方に必要な財源は充てていくという考え方も必要ではないかと思えますので、この事業を拡充しない、やらないとお決めにならずに、再度、検討を要望して終わりたいと思えます。

○議長（行重 延昭君） 以上で、24番、山下議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） これをもちまして、通告のありました一般質問をすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。次の本会議は9月16日午前10時から開催いたしますが、その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。お疲れでございました。

午後2時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年9月13日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 大 田 雄二郎

防府市議会議員 佐 鹿 博 敏